

綱領・規約・規則・規定集

全經濟產業労働組合

## 目次

1. 全經濟産業労働組合綱領（3）
2. 全經濟産業労働組合規約（4）
3. 全經濟産業労働組合議事規則（15）
4. 全經濟産業労働組合選挙規則（18）
5. 全經濟産業労働組合会計規則（21）
6. 全經濟産業労働組合会計規則施行細則（26）
7. 全經濟産業労働組合救援規則（34）
8. 全經濟産業労働組合救援規則施行細則（39）
9. 全經濟産業労働組合専従損失補償規則（41）
10. 全經濟産業労働組合専従損失補償規則施行細則（43）
11. 全經濟産業労働組合旅費規程（45）
12. 全經濟産業労働組合本部役員給与規程（47）
13. 全經濟産業労働組合本部書記給与規程（48）
14. 全經濟産業労働組合本部離職役員および書記退職手当規程（50）
15. 全經濟産業労働組合本部貸付規程（52）
16. 全經濟産業労働組合本部宿舎管理規程（55）
17. 全經濟産業労働組合本部役員ならびに書記の健康管理に関する規程（57）
18. 全經濟産業労働組合本部会計事務取扱内規（61）
19. 全經濟産業労働組合行政部会規約（62）

# 全經濟産業労働組合綱領

1948、7、22

改正 1959、5

1985、9

1986、9

2001、3

全經濟産業労働組合は、組合員の労働条件の維持改善および経済的・社会的地位の向上を目的とし、経済産業省に働く労働者および同省が主務省である独立行政法人に働く労働者の自由な意志に基づいて組織された団体である。

全經濟産業労働組合は、政府・当局および政党から独立し、自由である。

全經濟産業労働組合は、組織の統一を守り、団結を固め、組合員の政党支持自由の原則を堅持し、「みんなで決めてみんなで実践」を組織運営の基本とする。

全經濟産業労働組合は、一致する要求に基づいてすべての労働者・国民と連帶してたたかい、産業別闘争の発展と全民主勢力の統一をめざす。

全經濟産業労働組合は、次の目標を掲げてたたかう。

- (一) 賃金の引き上げ、労働時間の短縮、職場環境の整備など労働条件の維持・改善
- (二) 労働基本権の確立、政治的市民的自由の保障、民主的な公務員制度の確立および職場の民主化
- (三) 国民本位の民主・公正・効率的な経済産業行政の確立および健全な科学技術の発展
- (四) 物価の安定、税負担の軽減、社会保障の拡充など労働者・国民生活の安定と向上
- (五) 政治・経済・文化のあらゆる面における民主主義の徹底、働く者の文化の創造
- (六) 核兵器の廃絶および日本と世界の恒久平和の実現

## 附則（2001年第65回臨時大会）

この綱領は、2001年 4月 1日より実施する。

# 全經濟産業労働組合規約

1948、7、22

改正	1949、4	1949、8	1949、12
	1950、4	1950、10	1951、4
	1952、4	1953、10	1954、10
	1955、10	1956、4	1956、10
	1957、4	1958、4	1960、5
	1963、9	1967、8	1969、8
	1973、8	1976、8	1979、8
	1980、9	1982、9	1986、9
	1987、9	1988、9	2001、3
	2001、9	2004、9	2005、9
	2006、9	2007、9	2008、9
	2013、9	2023、9	

## 第一章 総 則

### (名称および所在地)

第1条 この組合は、全經濟産業労働組合（略称；全經濟）といい、主たる事務所を東京都千代田区霞が関1-3-1におく。

### (目的)

第2条 この組合は、組合員の労働条件の維持改善および綱領の徹底とその実現を期し、もって、組合員の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

### (法人格)

第3条 この組合は、法人とする。

### (構成員)

第4条 この組合は、経済産業省に勤務する者および経済産業省が主務省である独立行政法人に勤務する者で、この組合の目的に賛同の上加入するものをもって組織する。

ただし、国家公務員法第108条の2、第3項に規定する管理職員等、各独法部会においては使用者の利益を代表すると認められる権限と責任をもつ者は、組合員となることはできない。

2. 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員たる資格を奪われることはない。

### (組織)

第5条 この組合に本部をおく。

2. この組合に次の部会および支部協議会をおく。

#### 一. 行政部会

##### 1. 経済局支部協議会

二. 独立行政法人部会（以下、独法部会という）は、特定独立行政法人部（以下、特定独法部という）と非特定独立行政法人部（以下、非特定独法部という）で構成する。

##### 1. 産業技術総合研究所労働組合（非特定独法部）

##### 2. 製品評価技術基盤機構労働組合（特定独法部）

- 3.日本貿易保険労働組合(非特定独法部)
  - 4.工業所有権情報・研修館労働組合(非特定独法部)
  - 5.経済産業研究所労働組合(非特定独法部)
  - 6.非特定独立行政法人一般労組(非特定独法部)
3. 行政部会および独法部会の各労働組合に、支部および分会をおくことができる。若しくは、必要に応じて行政部会の支部または分会と独法部会の各労働組合とで混合支部をおくことができる。
4. 行政部会および独法部会の各労働組合、または混合支部の規約の制定および改廃、支部および分会の設置は、中央執行委員会の承認をえなければならない。
- (業務)
- 第6条 この組合は、その目的達成のため次の業務を行う。
- (1) 労働条件の維持改善など綱領で定められた目的達成のための業務
  - (2) 福祉厚生の確保のための業務
  - (3) 文化教養の向上のための業務
  - (4) その他大会で決定された必要な業務

## 第二章 組 合 員

### (加入)

- 第7条 この組合に加入しようとする者は、当月分の組合費をそえて、加入申込書（様式第1）を行政部会および独法部会の各労働組合の支部または分会（以下、支部または分会という）に提出しなければならない。
2. 支部または分会の執行委員長は、加入申込書の到着後、速やかに執行委員会の承認を求めなければならない。
3. 支部または分会の執行委員会で承認を決定したときは、ただちに組合員名簿に登録し、本人にその旨を通知する。
4. 支部または分会の執行委員長は、前項の手続きをとったときは、中央執行委員長に報告しなければならない。
5. 組合員が他の支部又は分会の職場に転勤する場合は、支部又は分会の執行委員長は転勤先の支部又は分会に異動通知をしなければならない。

ただし、必要があれば本部と協議の上で組合籍を異動させることができる。

### (脱退)

- 第8条 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにして、支部または分会の執行委員長に届け出なければならない。
2. 支部または分会の執行委員長は、前項の届け出があった場合は、中央執行委員長にその旨を通知しなければならない。

### (選挙権および被選挙権)

- 第9条 組合員は、全経済産業労働組合規約の定めるところに従い、役員、代議員その他組合員を代表する者を選挙しおよび選挙される権利を有する。

### (発言権)

- 第10条 組合員は、だれでも組合の大会、中央委員会、執行委員会等各機関（以下、各機関という）に意見を提出し、提訴し、また会議に出席して発言することができる。

2. 組合員は、組合の各機関の行動について報告を求め、または自由に批判することができる。

(組合役員の解任請求権)

第11条 組合員は、組合規約の定めるところに従い、組合役員の解任を請求することができる。

(組合役員の審査請求権)

第12条 組合員は、組合役員が任務を怠ったり、組合員の利益に反する行動があったときは、組合規約の定めるところに従い、統制・表彰委員会の審査を要求することができる。

(会議開催要求権)

第13条 組合員は、組合規約の定めるところに従い、組合役員に対し、特定の会議の開催を要求することができる。

(経費負担に対する保障)

第14条 組合員は、それぞれの最高意思決定機関で認められた場合を除くほか、経費を負担させられることはない。

(組合活動による犠牲者の救援)

第15条 組合員は、組合の各機関の決定に基づく組合活動を行ったことにより、身分上もしくは財産上の損害をこうむり、または身心に障害を生じる等、救援を必要とする事由の発生したときは、全経済産業労働組合救援規則の定めに従い、救援される。

(組合員の義務)

第16条 組合員は、組合規約を守り、組合費を納め、組合の各機関の決定に従う義務がある。

(除名)

第17条 組合員は、統制・表彰委員会の審査を経ずして組合を除名されることはない。

(組合員としての資格の喪失)

第18条 組合員は、脱退または除名によらずして組合員としての資格を失うことはない。

(財産上の権利の喪失)

第19条 この組合を脱退または除名された者は、すでに納めた組合費および財産上の権利を失う。

### 第三章 機 関

(各種の機関)

第20条 この組合に、大会、中央委員会、中央執行委員会および常任中央執行委員会をおく。

(大会)

第21条 大会は、この組合の最高意思決定機関であって、代議員、中央委員、中央選挙管理委員、本部会計監査委員および本部役員で構成し、9月に中央執行委員長が招集する。

ただし、組合員3分の1以上の連署による要求があったとき、中央委員会が必要と認めたとき、または緊急の事態に対処するため中央執行委員会が必要と認めたときは、中央執行委員長は臨時に招集しなければならない。

(大会告示)

第22条 中央執行委員長は、大会開催期日の30日前までに、開催理由、日時、場所、日程、議題その他必要な事項を組合員に対して告示しなければならない。

ただし、前条ただし書の規程により招集されるときはこの期間を短縮することができる。

2. 前項の告示は、全経済産業労働組合中央機関紙に掲載して行う。

(大会の成立)

第23条 大会は、全ての代議員の過半数の出席により成立する。

ただし、代議員の代理出席および委任は認められない。

(大会の運営)

第24条 大会議長は代議員の互選とする。大会の議事はこの規約に特に定めているものの

ほかは、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票による出席代議員の過半数できめ、可否同数のときは議長がきめる。

2. 連合体の結成、これへの加入および脱退については、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密投票による全代議員の過半数によってきめる。

3. 紹領、規約の制定並びに改廃は、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密投票による全代議員の過半数かつ出席代議員の3分2以上の同意がなければ改正することができない。

4. 大会の運営に必要な事項は、議事規則に定める。

(大会できめるべき事項)

第25条 次の事項は、大会できめなければならない。

(1) この組合の活動方針

(2) 紹領、規約および規則の制定ならびに改廃

(3) この組合の予算と決算

(4) 本部役員の選出

(5) 中央選挙管理委員、中央統制・表彰委員および本部会計監査委員の選出

(6) 300万円を越える財産の取得および財産の処分に関するこ

(7) 団体への加盟または脱退

(8) この組合の解散

(9) その他重要な基本的事項

2. 大会においては、中央委員会、中央執行委員会、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部などから報告がなされなければならない。

(代議員選出)

第26条 代議員は、大会の都度、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって、行政部会の各支部および独法部会の労働組合または混合支部ごとに選出される。

2. 代議員の選挙を管理するために、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部に選挙管理委員会をおき、選挙管理委員会の運営に必要な事項は、選挙規則に定めるもののほか、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支で定めることができる。

(代議員の職務)

第27条 代議員は、大会に出席し、議案を審議し、また動議をだすことができる。

2. 代議員は、大会終了後、大会の決定事項等を組合員に報告しなければならない。

(中央委員会)

第28条 中央委員会は、大会につぐ意思決定機関であって、中央委員および本部役員で構

成し、年2回定例的に中央執行委員長が招集する。

ただし、中央委員の3分の1以上の要求があったとき、または中央執行委員会が必要と認めたときは、中央執行委員長は臨時に招集しなければならない。

(中央委員会の手続)

第29条 中央委員会の告示、成立および運営については、第22条、第23条および第24条をそれぞれ準用する。

2. 本部役員は、中央委員会の議決に加わることはできない。

(中央委員会の議事)

第30条 次の事項は、中央委員会で決めることができる。

(1) 大会から委任された事項

(2) 大会で決定された活動方針の具体化

(3) 規程および細則の制定ならびに改廃

(4) 予算の組み替え

(5) 300万円以下の財産の取得および処分に関すること

(6) その他重要な事項

2. 中央委員会は、緊急事項について大会に代わってきめることができる。

ただし、この決定については、次の大会でその承認を求めなければならず、承認がない場合は、将来に向かってその効力を失う。

(中央委員)

第31条 中央委員は、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合または混合支部ごとに、各々の大会においてその所属する組合員の中から選出される。若しくは、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって所属する組合員のなかから選出される

2. 中央委員の選挙は、第26条第2項において定める各選挙管理委員会が管理する。

3. 中央委員の任期は1箇年とする。

ただし、補充により選出されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

4. 中央委員がその任期中、やむを得ず他の職場に転勤を命ぜられても、行政部会の支部内の転勤および独法部会の各労働組合内、または混合支部内の転勤である限り、中央委員としての資格を失わない。

5. 中央委員は、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部の組合員の3分の1以上の連署をもって解任を要求されたとき、中央委員としての資格を失う。

6. 中央委員は、中央委員会に出席し、議案を審議しおよび動議をだすことができる。

7. 中央委員は、中央委員会終了後、中央委員会の決定事項を組合員に報告しなければならない。

(中央執行委員会)

第32条 中央執行委員会は、この組合の日常の業務を行う。

2. 中央執行委員会は、独法部会の各労働組合の交渉団に参加し、この組合の目的達成をめざす。

3. 中央執行委員会は、中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、常任中央執行委員および中央執行委員をもって構成し、中央執行委員長が議長となる。

4. 中央執行委員会は、中央執行委員長が年3回以上招集し、構成員の過半数で成立し、そ

の議 事は出席構成員の過半数できめ、可否同数の場合は議長がきめる。

5. 中央執行委員会は、緊急とみられた事項について中央委員会に代わって決定することができる。

ただし、この決定については、次の中央委員会においてその承認を求めるべからず、承認がない場合、将来に向かってその効力を失う。

6. 中央執行委員会は、大会において、不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたとき、または中央委員会において3分の2以上の多数をもって不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたときは、総辞職しなければならない。

(常任中央執行委員会)

第32条の2 常任中央執行委員会は、中央執行委員会の委任に基づき、この組合の事務を処理する。

2. 常任中央執行委員会は、中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長および常任中央執行委員をもって構成し、中央執行委員長が議長となる。

3. 常任中央執行委員会は、中央執行委員長が隨時召集し、構成員の過半数で成立し、その議事は出席構成員の過半数できめ、可否同数の場合は議長がきめる。

4. 常任中央執行委員会は、中央執行委員会に業務を報告し承認をえなければならない。

#### 第四章 役 員

(役員)

第33条 この組合の本部に、次の役員をおく。

- (1) 中央執行委員長 1名
- (2) 中央執行副委員長 若干名
- (3) 書記長 1名
- (4) 中央執行委員 若干名
- (5) 専門委員 若干名

2. 役員の任期は、1箇年とする。

ただし、臨時大会で補充されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、大会において不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたとき、または中央委員会において3分の2以上の多数をもって不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたときは辞任しなければならない。

第33条の2 この組合の本部に、顧問をおくことができる。顧問は、中央執行委員会が要請した事項に対して、意見表明等を行う。

2. 顧問は大会または中央委員会の承認を得て、中央執行委員会が委嘱する。

3. 顧問の任期は一期一年とし、三期を限度とする。

(役員の選出)

第34条 役員は、大会で、代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全代議員の過半数によって選出される。

2. 役員の選挙を管理するため、この組合に中央選挙管理委員会をおき、中央選挙管理委員会は中央選挙管理委員3名以内で構成する。

3. 中央選挙管理委員会の運営に必要な事項は、選挙規則に定める。

(役員の義務)

第35条 中央執行委員長は、この組合を代表し、組合の業務を統括する。

2. 中央執行副委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3. 書記長は、書記局を統括する。

4. 中央執行委員および専門委員は、中央執行委員会の定めるところに従い、それぞれ業務を分担する。

(役員の兼任禁止)

第36条 役員は、本部会計監査委員、中央統制・表彰委員および中央選挙管理委員を兼ねることはできない。

## 第五章 組織

(書記局)

第37条 中央執行委員会に、その事務を遂行するため、書記局をおく。

1. 書記局に青年対策部、女性対策部をおき、その部員は行政部会等の青年協議会、女性協議会の役員と中央執行委員をもって構成する。女性対策部に女性のための連絡会をおく。

3. 中央執行委員会が必要と認めたときは、書記局に専門部をおくことができる。

4. 中央執行委員会は、書記局に書記若干名をおくことができる。

(書記の給与その他)

第38条 書記の給与、労働条件等については、別に定める。

2. 全経済産業労働組合救援規則、全経済産業労働組合旅費規程および全経済産業労働組合貸付規程は、書記に対しても適用する。

3. 全経済産業労働組合救援規則は、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合または混合支部の書記に対してもこれを適用する。

(地方協議会)

第39条 この組合に原則として地方協議会をおく。

## 第六章 会計

(組合経費)

第40条 この組合の経費は、組合費、寄付金その他の収入をもってあてる。

2. 組合費は、定期的に組合員より徴収するものとする。

ただし、必要がある場合には、臨時に徴収することができる。

3. 組合費の額、徴収方法等は大会できめる。

ただし、中央委員会が緊急に必要と認めたときは、出席中央委員の3分の2以上の多数をもって組合費を臨時に徴収することを決定することができる。この決定については、次の大会において承認を求めなければならず、承認がない場合は、その決定のときに遡つてその効力を失う。

4. 前項本文の規定にかかわらず、各部会、支部、分会で必要とする経費をまかなうための組合費の額、徴収方法等は、それぞれの最高意思決定機関できめることができる。

第40条の2 中央執行委員会は、会計規則の定めるところにより、組合費を減免することができる。

(組合費の納入)

第41条 行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部のは、その月分の本部に納入すべき組合費を、翌月末までに納入しなければならない。

(会計年度)

第42条 この組合の会計年度は、毎年 9月 1日に始まり、翌年 8月31日に終わるものとする。

(会計の責任)

第43条 本部の会計の責任は、中央執行委員会が負う。

2. 行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部の会計の責任は組合規約の定める各機関が負う。

(会計監査)

第44条 本部の会計を監査するため、この組合に本部会計監査委員 3名以内をおく。

2. 本部会計監査委員は、会計年度終了後、最初にひらかれる大会に当該年度の会計監査の結果、および組合員によって委嘱された公認会計士の監査証明をそえて報告しなければならない。

3. 本部会計監査委員は、大会で組合員の中より、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって選出し、その任期は1箇年とする。補充により選出されたものの任期は前任者の残任期間とする。

4. 行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部におかれる会計監査委員については、各組織の規約の定めるところによる。

5. 上部組織の執行機関は、下部組織の会計を監査することができる。

(会計規則)

第45条 会計の運用に必要な事項は、この規約に定めるものほか、会計規則に定める。

## 第七章 統制・表彰委員会

第46条 組合の秩序を確保し組合員の権利を守るため、および組合員または役員の表彰を行いうため、この組合に中央統制・表彰委員会をおく。

(中央統制・表彰委員会)

第47条 中央統制・表彰委員会は、委員10名以内で構成し、中央執行委員会の決定または組合員 100名以上の連署による要求により中央統制・表彰委員長が招集する。

2. 中央統制・表彰委員は、大会で組合員の中より選出し、代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で選出し、その任期は1箇年とし、補充により選出されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

3. 中央統制・表彰委員長は、委員の互選とする。

4. 中央統制・表彰委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の 3 分の 2 以上の同意によりきめる。

5. 調査判定すべき事件に直接関係ある中央統制・表彰委員は、当該事件に関して中央統制・表彰委員会の構成に加わることはできない。

6. 中央統制・表彰委員会の議事は、非公開とする。

(中央統制・表彰委員会の職務)

第48条 中央統制・表彰委員会は、次の事項を調査審議してとるべき処置を判定し、中央

委員会に裁定を求めるものとする。

- (1) 組合員が組合規約に違反したり、その他組合の秩序をみだし組合の名誉をけがし、または組合に損害を与えた場合、その処理に関する事項
- (2) 組合員が不当にその権利を侵害された場合、その処理に関する事項
- (3) その他組合の秩序に関し、中央執行委員会または組合員100名以上の連署により調査判定を依頼された事項
- (4) 組合員または役員の表彰に関する事項

(大会または中央委員会の裁定)

第49条 中央統制・表彰委員会の判定に基づく処置の裁定は、中央委員会で出席中央委員の3分の2以上の同意を必要とする。

2. 中央委員会の裁定に不服のある組合員は、大会に提訴することができる。

3. 前項の場合、大会は最終的な裁定を行うものとする。

(関係者の弁明)

第50条 中央統制・表彰委員会は、調査審議に際し、事件に直接関係ある組合員に弁明する充分な機会を与えなければならない。前条の規定に定める中央委員会または大会においても同様とする。

## 第八章 規約の解釈 その他の

(本規約の解釈)

第51条 本規約の解釈は、最終的に大会で定められる。

(解散)

第52条 この組合は、次の場合に解散する。

- (1) 組合員が存在しなくなった場合
- (2) 大会で出席代議員の3分の2以上の同意を得て議決し、更に組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、全組合員の3分の2以上がこれを承認した場合

附 則 (2001年第65回臨時大会)

この規約は、2001年4月1日より実施する。

附 則 (2001年第66回定期大会)

この改正規約は2001年9月22日より実施する。

附 則 (2004年第69回定期大会)

この改正規約は2004年9月16日から実施する。

附 則 (2005年第70回定期大会)

この改正規約は2005年9月15日から実施する。

附 則 (2006年第71回定期大会)

この改正規約は2006年9月14日から実施する。

附 則 (2007年第72回定期大会)

この改正規約は2007年9月22日から実施する。

附 則 (2008年第73回定期大会)

この改正規約は2008年9月20日から実施する。

附則（2013年第78回定期大会）

この改正規約は2013年9月28日から実施する。

附則（2023年第88回定期大会）

この改正規約は2023年9月30日から実施する。

様式第1（表面）

全經濟 第 号 年 月 日

**全經濟産業労働組合加入申込書**

行政部会 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_ 分会 委員長殿  
 独法部会 \_\_\_\_\_ 勞組 \_\_\_\_\_ 分会 委員長殿

ふりがな  
氏名 印

わたくしは全經濟産業労働組合の綱領・規約に賛成し組合に加入を申し込みます。

記

1.性別 男 女  
2.生年月日 年 月 日  
3.入省年月日 年 月 日

組合加入を承認する

年 月 日

全經濟産業労働組合

支部・労組

分会 委員長

氏名 印

(裏面)

**異動記入欄**

年 月 日	支 部 名	分 会 名	備 考

# 全経済産業労働組合議事規則

1948、7

改正	1949、12	1966、8	1973、8
	1974、8	1982、9	1986、9
	2001、3	2001、9	2013、9

## 第一章 総 則

第1条 この規則は、全経済産業労働組合規約第24条第2項の規定に基づき大会の運営についての詳細を定めるものとする。

第2条 この規則で定めていない事項で必要なことは、その都度大会で定めることができる。

ただし、その定めは、その大会に限って効力を有するものとする。

## 第二章 資 格 審 査

第3条 大会の開催に先立ち、代議員の資格を審査するため、資格審査委員会をおく。

2. 資格審査委員会は、中央執行委員1名と行政部会の各支部および独立行政法人部会（以下、独法部会という。）の各労働組合、または混合支部の推薦による各1名の代議員で構成する。

第4条 行政部会の各支部および独法部会の各労働組合（以下、各組織という。）、または混合支部は、開会の1時間前までに資格審査委員会に別表第1に定める代議員名簿を提出しなければならない。

2. 代議員は、別表第2に定める代議員証を資格審査委員会に提出しなければならない。

3. 大会の前々月までの組合費及び規約第40条第3項ただし書きに基づいて大会で決定され、かつ納期を経過した臨時組合費を本部に完納していない各組織の代議員は、当該大会における代議員資格はないものとする。

ただし、中央執行委員会が各組織の申請に基づき、その資格を認めたときはこの限りではない。

第5条 資格審査委員会は、資格審査の結果を、開会後直ちに報告しなければならない。

## 第三章 大 会 役 員

第6条 大会に、次の役員をおく。

- (1) 議長団 2名
- (2) 仮議長 1名
- (3) 大会書記長 1名

第7条 議長は、大会の秩序を保持し、議事を管理し、大会の事務を監督し、大会を代表する。

2. 議長団の選出は、大会の都度、出席代議員の互選により行う。

第8条 仮議長は、議長団が選出されるまで大会議長の職務を行う。

2. 仮議長は、中央執行委員長が出席代議員の同意を得て委嘱する。

第9条 大会書記長は、大会の監督の下に大会の事務を総括し、大会書記局を主宰する。

2. 大会書記長は、組合員の中から、議長が大会の同意を得て任命する。

第10条 議長は、大会の同意を得て、書記若干名を任命することができる。

#### 第四章 委員会

第11条 大会の議事を円滑に進行させるため、議事運営委員会をおく。

第12条 議事運営委員会の委員は、中央執行委員1名と各組織のうち代議員2名以上の組織から推薦された代議員各1名により、大会できめる。

第13条 議事運営委員会の委員長は、委員の互選できめる。

第14条 議事運営委員会は、次の事項につき大会の諮問に応じ審議し、その結果を大会に答申する。

- (1) 議事日程の編成及び変更
- (2) 小委員会の構成
- (3) 議事混乱のときの收拾
- (4) その他の議事進行についての重要な事項

第15条 議案の審議上必要あるときは、大会に小委員会をおき、議案を付託することができる。

2. 小委員会の委員は、議事運営委員会の答申に基づき、大会の同意を得て、議長が委嘱する。

3. 小委員会の委員長は、委員の互選による。

4. 小委員会の議長は、小委員長が行う。

第16条 小委員長は、付託された議案の審議を終わったとき、その経過と結果を報告する。

#### 第五章 会議

第17条 大会および委員会（以下「会議」という。）で発言しようとするときは、すべて議長（委員会では「委員長」以下同じ）に通告して指名を受けなければならない。

第18条 議長は、会議の運営上必要と認めたときは、発言を停止することができる。

2. 前項の処置について不服のあるものは、議事運営委員会に申し入れ、その審議を求めることができる。

第19条 すべての代議員は、議案を発議し、または動議を提出することができる。

第20条 議長は、会議の運営上必要と認めたときは、前条の発議または動議を停止することができる。

2. 前項の場合、第18条第2項の規定を準用する。

第21条 議決は、挙手、起立、無記名投票、記名投票による。

2. 挙手、起立による議決の場合は、執行議長1名は、これに加わることができない。

3. 規約24条に定める可否同数の場合とは、賛成者および反対者が同数の場合のほか、次の各号に掲げる場合を含むものとする。

- (1) 出席代議員の数が偶数である場合において、賛成者が出席代議員の半数である場合
- (2) 出席代議員の数が奇数である場合において、賛成者の数が、執行議長を除く出席代議員の半数である場合

第22条 議長は、会議の秩序を乱し、議事を妨害する者の退場を命ずることができる。

2. 前項の場合、第18条第2項の規定を準用する。

第23条 会議の傍聴者は、議長から求められた場合を除き、会議で発言することができな

い。

ただし、全経済産業労働組合の各組織の書記については、この限りではない。

附 則（2001年第65回臨時大会）

この規則は2001年 4月 1日より実施する。

附 則（2001年第66回定期大会）

この規則は2001年 9月22日より実施する。

附則（2013年第78回定期大会）

この規則は2013年9月28日から実施する。

別表第1

○○支部・部会代議員名簿

当支部・労組は第○回定期（臨時）大会（または全組合員による投票によって）の代議員として下記

○名（○月在籍組合員○○名）を選出しました。

○○支部・労組執行委員長 氏 名 印

氏 名 年齢 性別 分会名 組合歴

別表第2

○○支部・労組代議員証

所属支部・部会 分会

右の者は、 年 月分までの組合費を完納し、第○回定期（臨時）大会（または全組合員の投票によって）に代議員として全経済産業労働組合規約にもとづき選出されたものであることを証明する。

年 月 日

○○支部・労組執行委員長 氏 名 印

# 全経済産業労働組合選挙規則

1948、7

改正	1951、4	1955、4	1955、10
	1956、4	1957、4	1958、1
	1966、8	1967、8	1973、8
	1976、8	1982、9	1986、9
	2001、3	2001、9	2013、9
	2020、9		

## 第一章　総　　則

第1条 この規則は、全経済産業労働組合規約第26条第2項、および第34条第3項の規定に基づき、大会代議員、中央委員および本部役員等大会で選出される役職の選挙に関する準則を定めることを目的とする。

## 第二章　定　　数

第2条 大会代議員の定数は、行政部会の各支部および独立行政法人部会（以下、独法部会という。）の各労働組合または混合支部に所属する組合員 150名までは1名、151名から 300名までは2名とし、300名を越えるときは、100名ごとに1名を加える。この場合において、端数が80名を越えたときは1名を加える。

2. 前項の組合員数は、大会の前々月分の組合費納入人員を基準とする。

第3条 中央委員の定数は、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部に所属する組合員 300名まで1名とし、300名を越えるときは、500名ごとに1名を加える。この場合において、251名を越える端数が生じたときは1名を加える。

2. 前項の組合員数は、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部の大会の前月分の組合費納入人員を基準とする。

## 第三章　選　　挙　　管　理　委　員　会

第4条 中央選挙管理委員会は、本部役員、本部会計監査委員および中央統制・表彰委員（以下「本部役員等」という。）の選挙のために、次の業務を行う。

(1) 選挙の告示 (2) 立候補の受付と発表 (3) 投票と開票の管理 (4) 選挙および投票の有効性の判定 (5) 当選の確認と発表 (6) その他選挙管理に必要な事項

2. 行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部の選挙管理委員会（以下、各選挙管理委員会といふ。）は、大会代議員および中央委員選挙のために、前項各号の業務を行う。

第4条の2 中央選挙管理委員は定期大会で選出し、その任期は1箇年とする。病気、その他の理由で欠員が生じたときは、中央委員会で補選をする。

ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 中央選挙管理委員は3名以内とし、互選により中央選挙管理委員長を選出する。

3. 中央選挙管理委員会の招集は、必要に応じ中央選挙管理委員長が行う。

4. 中央選挙管理委員長は、選挙にあたり、組合員および書記のなかから中央選挙管理委員会書記を指名する。

5. 中央選挙管理委員の選挙の一切の事務は、大会期間中は大会議長が、中央委員会では中央委員会議長が行う。

第5条 中央選挙管理委員および各選挙管理委員は、辞任後でなければその管理する選挙に立候補することができない。

#### 第四章 選挙

第6条 本部役員等の選挙公示は、大会の1箇月前までに中央選挙管理委員会が行う。

2. 前項の公示は、全経済産業労働組合中央機関紙に掲載して行う。

第6条の2 本部役員等に立候補しようとする組合員は、中央選挙管理委員長の指定する期間内に、立候補届を中央選挙管理委員会に提出しなければならない。

2. 大会代議員、中央委員に立候補しようとする組合員は、各選挙管理委員会の指定する期間内に立候補届を、各選挙管理委員会に提出しなければならない。

3. 組合員は、本人の承諾をえて、前2項の立候補届にかえて立候補推薦届を中央選挙管理委員会および各選挙管理委員会に提出することができる。

##### (4. 削除)

第7条 立候補者および組合員は、組合員としての体面を汚し、あるいは職務上の地位を利用しないかぎり、自由に選挙運動をすることができる。

第8条 複数の定数に対する選挙は、別に定めない限り定数連記制により行う。

2. 立候補者の数が定数をこえないときは、信任投票を行う。

第9条 投票は、中央選挙管理委員会および各選挙管理委員会の公示する期間内に行う。

ただし、代議員選挙でやむをえぬ事由により投票できないときは、各選挙管理委員会が認めた場合に限り、不在投票を行うことができる。

2. 代理投票は認めない。

#### 第五章 開票

第10条 開票は速やかに行わなければならない。

2. 開票は公開とする。開票に立ち会う組合員は、中央選挙管理委員会および各選挙管理委員会の指示に従わねばならない。

第11条 当選は、投票数の過半数を得た者のうちから、得票順に定数までの人員をもってあてる。

2. 選挙が次の結果となったときは、再投票を行う。

##### (1) 当選者が定数にみたないとき。

ただし、第8条第2項の規定による信任投票において過半数の得票をえなかった者を除く。

##### (2) 定数の最下位に同数の得票者が2名以上あって、当選者の確定ができないとき。

(3) この規則に対する重大な違反の訴えがあって、中央選挙管理委員会および各選挙管理委員会が再投票を必要と認めたとき。

3. 前項(1)または(2)の再投票の定数は、その不足する定数による。

前項(1)のときの再投票は定数よりも1名多い順位までの得票者を、前項(2)のときの再投票は同数の得票者を立候補とみなし、それ以下の順位の得票者は、前回の選挙において失格したものとみなす。

第12条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 定数をこえる候補者を記載したもの。

2. 次の投票は、その部分についてのみ無効とし、他の部分は有効とする。

- (1) 候補者以外の氏名を記載したとき。
- (2) 記載の内容が判読できないとき。
- (3) 連記投票において定数の候補者の記載がないとき。

## 第六章 雜 則

第13条 中央選挙管理委員会および各選挙管理委員会の決定に不服がある者は、大会またはその中央選挙管理委員会および各選挙管理委員会を選出した機関にその取消を求めることができる。取消の決定は、当該機関の出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第14条 この規則の解釈は、最終的に大会で決める。

附則（2001年第65回臨時大会）

この規則は、2001年 4月 1日より実施する。

附則（2001年第66回定期大会）

この規則は、2001年 9月22日より実施する。

附則（2013年第78回定期大会）

この規則は、2013年 9月28日から実施する。

附則（2020年第85回定期大会）

この規則は、2020年 9月26日より実施する。

# 全經濟産業労働組合会計規則

1950、10

改正	1955、10	1956、10	1957、4
	1958、4	1959、5	1962、8
	1972、8	1977、8	1979、8
	1982、9	1986、9	2001、3
	2001、9		

## 第一章 総 則

第1条 この規則は、全經濟産業労働組合規約第47条の規定に基づき、会計に関する事務を適確に処理するために定める。

第2条 会計に関する最高責任者は、中央執行委員長とし、会計経理事務の責任者は財政部長とする。

2. 財政部長は、中央執行委員会の構成員をもってあてる。

第3条 この規則を実施するために必要な事項は、会計規則施行細則（以下「細則」という。）において定める。

第4条 会計は一般会計と特別会計に区分する。

2. 特別会計は、規約または規則、規程、細則（以下「規則等」という。）においてその設置を規定されたもののほか、大会または中央委員会において特別の資金を保有し運用する必要が認められたときに設ける。

第5条 会計処理は、原則として、取引の発生した日を基準として年度区分する。その日を決定しがたいときは、その事実を確認した日を基準として所属年度をきめることができる。

第6条 会計は、細則に定める勘定科目に従って区分を整理する。

## 第二章 予 算

第7条 財政部長は、予算編成にあたり中央執行委員会にあらかじめ編成方針を報告しなければならない。

2. 財政部長は、予算編成方針に基づいて各専門部長の意見をきき、必要に応じて概算要求資料の提出を求めることができる。

3. 中央執行委員長は、財政部長が編成した年度予算案を中央執行委員会の承認をえて大会に提出し、決定を求めなければならない。

第8条 中央執行委員長は、予算の期日を越えて支出の必要があると認めたとき、財政部長が編成した暫定予算案を中央執行委員会の承認をえて中央委員会に提出し、決定を求めなければならない。

ただし、大会の延期等の事情によりあらかじめ中央委員会の決定がえられないときは、中央執行委員会決定によって執行することができる。

2. 前項の暫定予算は決定後に開かれる最初の大会に報告し、その承認をえなければならぬ。

3. 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときに失効するものとし、暫定予算に基づく収入および支出または債権の取得および債務の負担は当該年度の予算に基づいて行ったものとみなす。

4. 前項の規定は、暫定予算が大会において承認されなかった場合においても適用する。第9条 年度予算は、大会または中央委員会において特段の決定のない限り、その期の収入および自己資産の範囲内において運用しなければならない。

第10条 中央執行委員会は、大会で決定した勘定科目別の支出予算額の範囲をこえて執行してはならない。

ただし、勘定科目の目の予算額に過不足を生じ、またその恐れがあるとき、中央執行委員会は、同一項目内の予算からの流用を決定することができる。

第11条 中央執行委員長は、年度予算成立後に生じた事態に基づいて勘定科目の項目の予算額に過不足を生じ、あるいはその恐れがあるときに、組替予算案を中央執行委員会の承認をえて中央委員会に提出し、決定を求めることができる。

第12条 財政部長は、年度予算成立後に必要避けることができない事態の発生に基づき、予算総額の不足を生じる恐れがありかつその財源として組合費の臨時徴収または借入金が必要と認めたとき、追加予算案を編成することができる。

2. 中央執行委員長は、前項の追加予算案を中央執行委員会の承認をえて中央委員会に提出し、規約第41条第3項ただし書きの規定に基づく決定を求めることができる。

第13条 中央執行委員長は、単年度をこえて支払いを必要とする備品等の購入をするとき、その費用の総額および年割額を大会に提出し、決定を求めるなければならない。

2. 前項の費用の総額が確定しがたいときは、費用の総額および年割額の上限について大会で決定し、その確定を中央委員会の承認をもって代えることができる。

### 第三章 決 算

第14条 財政部長は、会計年度終了後すみやかに細則に定める決算書類を作成し、中央執行委員会に報告するとともに、会計監査委員の監査を受けなければならない。

第15条 財政部長は、次の場合中間決算を行い、中央執行委員会に報告するとともに、会計監査委員の監査を受けなければならない。

- (1) 11月、2月、および5月末日
- (2) 中央執行委員長または財政部長の交代があったとき。
- (3) その他中央執行委員会が必要と認めたとき。

2. 中央執行委員会は、前項第1号に基づく中間決算の実施が業務執行上不適当と認められるとき、1箇月の範囲で中間決算の期日の繰上げまたは繰延べを決定することができる。

第16条 決算の結果生じた剰余金の処分は、大会において決定する。

### 第四章 財 政 の 執 行

第17条 中央執行委員会は、組合員が次の各号に該当するに至り、細則に定める申請をしたとき、規約第41条の2に規定する組合費の減免を決定することができる。

- (1) 組合員が休職になったとき。
- (2) 組合員が6箇月以上海外に出張したとき。

第18条 支部、部会執行委員長は、天災、その他の事由により支部部会が規約第41条に定める期間内に組合費を納入できないとき、細則に定める延納申請書を中央執行委員長に納期末までに提出しなければならない。

2. 中央執行委員長は、前項の申請があったとき、必要な資料の提出を求めることができる。

3. 財政部長は、中央執行委員会が前項の延納を承認したとき、中央執行委員会の承認の条件を付して文書で支部、部会執行委員長にすみやかに通知しなければならない。

4. 財政部長は、第1項の申請がなされないまま、組合費が納期をすぎても本部に納入されないと支部に対して納入を督促するための適切な措置をとらねばならない。

第19条 規約第41条の組合費以外の収入は規則等または大会で特に定めたものを除き一般会計の収入とする。

2. 寄付金の受領は、中央執行委員会の承認をえなければならない。

第20条 請求者または請求責任者は、証拠書類を提出して支払を請求することができる。2. 仮払金の支払いを受けた者は、その支払いが完了した後すみやかに証拠書類を財政部長に提出して精算しなければならない。

第21条 出納はすべて伝票によって処理しなければならない。

第21条の2 財政部長は、支払いについて次に定める承認を得なければならぬ。

(1) 50万円を越える場合は書記長の承認

(2) 100万円を越える場合は中央執行委員長の承認

第22条 財政部長は、現金、預金通帳、有価証券および印鑑を常に本部備付の金庫内に保管し、盜難、紛失等の事故の防止に努めなければならない。

2. 財政部長は、小口経費支払いのため、細則に定める限度内の小口現金を金庫内におきその他は預金として保管せねばならない。

第23条 財政部長は、保管中の現金等を亡失したとき、ただちにその金額と経過を中央執行委員長に報告し、中央執行委員長はただちに適切な措置をとらなければならない。

2. 中央執行委員長は、前項の措置をとったときにはその金額および内容につき決算書に明記して大会に報告し、承認を求めなければならない。

第24条 会計年度末においてすでに債務の確定した経費の未払いがあるときは、これを未払金に計上しなければならない。

第25条 中央執行委員会は、大会または中央委員会の特段の決定のない限り、借入れをしてはならない。

ただし、年度内に確実に債務弁済の可能な運転資金に限り、中央執行委員会は借入れを決定することができる。

2. 中央執行委員長は、前項ただし書の決定がなされたとき、その直後の中央委員会または大会に報告し、承認を求めなければならない。

第26条 中央執行委員長は、規則等に特段の規定がある場合を除き、大会または中央委員会の決定なしに貸付けをしてはならない。

2. 中央執行委員会は、支部、部会・分会等が闘争等の必要のため貸付けを求めたとき、一般会計または第4条第2項の特別会計予算の余裕金の範囲で貸付けを決定することができる。この貸付けを行ったときは直後の中央委員会に報告して承認を求めなければならない。

3. 中央執行委員長は、一切の貸付けにあたって、返済条件等を明示し債権確保を保証した借用証書を受領しなければならない。

4. 中央執行委員長は、友誼団体支援等に必要なとき大会または中央委員会の決定により

担保の提供または連帯保証をすることができる。

第27条 財政部長は、予備費の使用を要する事態が生じたとき、その明細を付して中央執行委員会の決定を求めなければならない。

2. 中央執行委員長は、前項の決定がなされたときその直後の中央委員会または大会に報告し、承認を求めなければならない。

第28条 特別会計の出納管理は、一般会計に準じて行う。

第29条 財政部長は、毎月末日の記帳が終ったとき、諸帳票を照合の上月次試算表を作成し、中央執行委員長に提出しなければならない。

第30条 会計帳簿の種類およびその閉鎖後の保存期間は別表に定める。

## 第五章 財産の管理

第31条 財政部長は、固定資産（土地・建物等）および備品につき、台帳に記載し適正に管理しなければならない。

2. 組合の所有する住宅の管理は、本部宿舎管理規程の定めるところによる。

第32条 固定資産の譲渡または廃棄は、中央委員会または大会の承認をえなければならぬ。

2. 備品の廃棄は、細則の定めるところによる。

## 第六章 会計監査

第33条 会計監査委員は、規則第14条および第15条に規定されるときのほか、必要に応じて何時でも監査することができる。

2. 会計監査委員は、監査を行なった後すみやかに監査書を作成し、財政部長に交付するとともに、大会または中央委員会に報告しなければならない。

第34条 会計監査は、次の事項につき実施しなければならない。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入・支出内容の適否
- (3) 帳票および財務諸表の記載内容の適否
- (4) 財産管理の適否
- (5) 現金預金の確認
- (6) その他必要と認めた事項

第35条 会計監査委員は、次の事項につき財政部長からあらかじめ通知をうけ意見を求められたときに意見を表示しなければならない。

- (1) 本規則または細則の改正
- (2) 経理事項について疑義のある場合の措置

## 第七章 雜則

第36条 この規則に違反した行為により、あるいは故意または重大な過失によって、組合に損害を与えた者は弁償責任を負う。

第37条 この規則は1972年 9月 1日から施行する。現行の会計規則および会計実施細則は廃止する。

附 則 (1977年第41期定期大会)

この規則は1977年 8月 1日から実施する。

附 則 (1979年第43期定期大会)

この規則は1980年 9月 1日より実施する。

附 則（1982年第46回定期大会）

この規則は1982年10月 1日より実施する。

附 則（1986年第50回定期大会）

この規則は1987年 1月 1日より実施する。

附 則（2001年第65回臨時大会）

この規則は2001年 4月 1日より実施する。

附 則（2001年第66回定期大会）

この規則は2001年 9月 22日より実施する。

別 表

総勘定元帳 5年 金銭出納簿 5年 補助簿 5年

組合費等納入台帳 5年 固定資産台帳 永久 給与台帳 3年

証票書類 3年

# 全經濟産業労働組合会計規則施行細則

1950、10

改正 1972、8 1977、8 1982、9  
1986、9 2000、9 2001、3

第1条 この細則は、会計規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づき会計実務を適正・迅速に処理するために定める。

第2条 財政部長が2週間以上職務を執行できないとき、中央執行委員会はその構成員の中から代行者を決めなければならない。

2. 財政部長は、その職務につき中央執行委員会の構成員に委任することができる。

3. 前2項につき決定があったときは、内容と期間を記録した文書に委任者と受任者が署名捺印し、年度末の会計監査まで文書を保管しなければならない。

第3条 経理担当者は、執務時間中においては財政部長の指示により、金銭出納、保管および記帳につき直接の責に任ずる。

第4条 勘定科目は、別表第1に定める。

第5条 規則第10条のただし書の規定により、中央執行委員会が予算の流用を決定したとき、財政部長はその明細および中央執行委員会の決定日を記載した文書に中央執行委員長の確認印を受けて保管しなければならない。

第6条 財政部長は、規則第14条の決算のために次の書類を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表 (2) 会計別収支計算書 (3) 財産目録 (4) 未収金一覧表
- (5) 一般会計予算決算対比明細書 (6) その他必要な書類

2. 規則第15条の中間決算のとき、前項第3号および第4号の書類の作成を省略することができる。

第7条 小口現金は、決算に当つてすべて預金口座に振込み、手許現金を残さないものとする。

第8条 規則第17条の規定により組合費の減免を受けようとするものは、別表第2の様式の申請書を分会執行委員長に提出しなければならない。

2. 分会執行委員長は、前項の申請書を受理したとき、分会執行委員会の承認をえた後、当月分組合費を支部に納入する以前に申請書を支部、部会を経由して財政部長に送付しなければならない。

3. 中央執行委員会が、組合費の減免を決定したとき、財政部長は別紙第3の様式の通知書をすみやかに支部、部会および分会に送付しなければならない。

第9条 規則第18条第1項の規定による申請書は、別表第4の様式による。

2. 規則第18条第3項の規定による通知書は、別表第5の様式による。

第10条 組合費の収納は、原則として労働金庫または本部銀行口座への振込によって行う。

ただし、財政部長の承認をえたとき、現金または現金書留により入金することができる。現金書留は、財政部長立会のもとに出納事務担当者が開封する。

2. 支部は、組合費納入のときに別表第6の様式による払込書を財政部長に送付しなければならない。

3. 財政部長は、組合費が納入されたとき、直ちに領收書を発行しなければならない。

4. 支部、部会は組合費等の納入のときに、本部より受領すべき金額と相殺してはならぬ

い。ただし、事前に財政部長の承認を得たときはこの限りではない。

第11条 伝票の種類は、次の各号とする。

- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票
- (4) 会計伝票

2. 伝票は、取引が正当であり計算が正確であることを証する請求書、領収書、明細書等の証拠書類に基づき、入金伝票、出金伝票はそれぞれ現金を収納あるいは支出する場合に、振替伝票は振替勘定の取引または振替勘定の取引で一部現金の授受をともなう場合に経理担当者がその都度発行する。

3. 伝票の取扱いは、中央執行委員会が定める経理内規による。内規の改正は、支部・分会に対して文書で通知しなければならない。

第12条 伝票には、必ず見積書、請求書、領収書、内訳明細書等その取引の証拠書類を添付しなければならない。

2. やむをえない事情によって前項の証拠書類を添付できないときは、中央執行委員長または書記長の発行する証明書をもってかえることができる。

第13条 財政部長は、請求者または請求責任者から支払いの請求があったとき、予算関係の適否について審査しなければならない。

2. 経理担当者は、前項の審査の後、証拠書類および計算の適否について審査しなければならない。

第14条 帳簿への記帳は、すべて伝票に基づいて行う。

2. 財政部長は、規則第30条に規定する会計帳簿のほか、必要に応じ整理簿を設けることができる。

3. 前項の整理簿等の保存期間は、中央執行委員会が決定する。

第15条 規則第22条第2項に規定する小口現金には支払い日以後の給与を含まない。また、その限度額は100万円とする。

2. 財政部長は、特別の事情により100万円を越える小口現金を保有する必要があるとき、書記長の同意をえて保有額とその期間を経理担当者に指示しなければならない。

第16条 財政部長は、中央執行委員会の承認をえて支払日、小口現金取扱日および出納取扱時間を指定することができる。

2. 財政部長は、決算、中間決算、または月次試算のため、中央執行委員会の承認をえて、現金出納を停止する期間を指定することができる。

3. 経理担当者は、前2項の指定があったとき、財政部長の特別の指示がない限り、現金出納をしてはならない。

第17条 中央執行委員長は、規則第23条に規定する現金の亡失が生じたとき、中央執行委員会の構成員から調査員を任命しその亡失が故意または重大な過失によるものか否かを中央執行委員会に報告させなければならない。亡失金額が10万円をこえるとき、あるいはその亡失の原因が財政部長の職権にかかるものと認められるときには、調査員には財政部長をもってあてることはできない。

2. 財政部長は、現金等の亡失が故意または重大な過失によるものでないことが中央執行委員会で確認されたとき、その額を支出予算のその他の項に計上し、大会の承認をえなければ

ればならない。

第18条 財政部長は、支払いが過払いまたは誤払いであることを発見したとき、すみやかにその金額を返納させなければならない。

2. 前項の戻入金は、その支払いが当該年度のものはその支払いをした勘定科目に戻入し、過年度のものは雑収入として受入れる。

第19条 財政部長は、規則第27条第1項の規定による予備費使用の決定がなされたとき、その額を当該勘定科目に振替えなければならない。

第20条 備品の定義は官の定義を準用する。

2. 備品が破損等により使用に耐えないか、または不用になったとき、大会または中央委員会の決定により売却または廃棄することができる。

ただし、残存価格が5万円に満たない物は、中央執行委員会の決定により処分し、中央委員会の承認を求めなければならない。

第21条 財政部長および経理担当者は、規則第33条第1項の規定による会計監査に立会わなければならない。

2. 中央執行委員長は、財政部長または経理担当者が前項の立会いができないとき、その代理者を立会人に指定しなければならない。

#### 附 則（1977年第88回中央委員会）

この細則は1977年8月1日より実施する。

#### 附 則（1982年第46回定期大会）

この細則は1982年10月1日より実施する。

#### 附 則（1986年第50回定期大会）

この細則は1987年1月1日より実施する。

#### 附 則（2000年第64回定期大会）

この細則は2000年9月22日より実施する。

#### 附 則（2001年第65回臨時大会）

この細則は2001年4月1日より実施する。

別表第1

[一般会計]

イ、資産の部

(流動資産)

(固定資産)

- 1. 現金
- 2. 労金普通預金
- 3. 三和普通預金
- 4. 定期預金
- 5. 仮払金
- 6. 立替金
- 7. 貸付金
- 8. 未収金

- 1. 出資金
- 2. 担保金
- 3. 備品

ロ、負債及基金の部

(流動負債)

(剩余金)

(基 金)

- 1. 預り金
- 2. 未払金
- 3. 借入金
- 4. 引当金
- 5. 仮受金
- 6. 前受金

- 1. 当期剩余金

- 1. 固定資産見返勘定
- 2. 備品更新積立金
- 3. 減価償却積立金
- 4. 闘争資金特別積立金
- 5. 國際交流基金

ハ、収支の部

- 1. 予算書に定める科目

[特別会計]

I 専損資金特別会計

イ、資産の部

ロ、負債の部

ハ、収支の部

- 1. 現金
- 2. 普通預金
- 3. 定期預金
- 4. 有価証券
- 5. 貸付金

- 1. 当期剩余金
- 2. 専損資金積立金

- 1. 予算書に定める科目

## II 救援資金特別会計

イ、資産の部

- 1. 現金
- 2. 普通預金
- 3. 定期預金
- 4. 不動産
- 5. 電話権
- 6. 有価証券

ロ、負債の部

- 1. 当期剩余金
- 2. 救援資金積立金

ハ、収支の部

- 1. 予算書に定める科目

## III 退職手当特別会計

イ、資産の部

- 1. 現金
- 2. 普通預金
- 3. 定期預金
- 4. 有価証券
- 5. 貸付金

ロ、負債の部

- 1. 当期剩余金
- 2. 退職手当積立金

ハ、収支の部

- 1. 予算書に定める科目

## IV 住宅特別会計

イ、資産の部

- 1. 現金
- 2. 普通預金
- 3. 定期預金
- 4. 有価証券
- 5. 建物
- 6. 備品

ロ、負債の部

- 1. 当期剩余金
- 2. 住宅基金
- 3. 原価償却積立金
- 4. 備品更新積立金
- 5. 修繕積立金

ハ、収支の部

- 1. 予算書に定める科目

## v 闘争資金特別会計 (2000年9月第64回定期大会で追加)

イ、資産の部

- 1. 現金
- 2. 普通預金
- 3. 定期預金
- 4. 有価証券
- 5. 立替金
- 6. 未収金

ロ、負債の部

- 1. 当期剩余金
- 2. 闘争特別資金積立金

ハ、収支の部

- 1. 予算書に定める科目

vi 書記雇用特別会計 (2000年9月第64回定期大会で追加)

イ、資産の部

- 1. 現金
- 2. 普通預金
- 3. 定期預金
- 4. 有価証券

ロ、負債の部

- 1. 当期剰余金
- 2. 書記雇用積立金

ハ、収支の部

- 1. 予算書に定める科目

別表第2

別表第3

組合費済免申請書		全經濟産業労働組合会計規則	
所屬	年	全經濟産業労働組合会計規則第 四四七条	別表第一
中央執行委員長 殿	氏名	年月日	通 知 書
中央執行委員長 殿	氏名	年月日	財務部長 印
全經濟産業労働組合規約第四十一条の一及び同会計規則第十七条の より、下記の通り組合費の減免を申請します。中央執行委員会で下記 により組合費の減免を申請します。			
三、一、 理 由 期 間 納 入 希 望 額	年	月 分 から 円	年
年 月	記	月 分 まで 円	年
年 月	記	申請を承認する	年 月 分 まで
支部・部会受付日	氏名	年 月 日	年 月 分 まで
(備考)支部・部会担当者 氏名	印	印	印
支部分会費を減免したときは、この欄に記入すること。			

別表第4

別表第5

別表第6

組合費等納入明細書									
全經濟産業労働組合会計規則									
本部記入欄									
			受理日		年	月	日		
			証発送日		年	月	日		契印
			收書書No.					担当印	
支部・部会 送付金額 納入組合費 当月分組合員数 前月からの移動 減免組合費計 入組合費以外の納入金額 内訳									
月分組合費 円( ) 年 月 日									
加入 ( ) 増減 円( ) 年 月 日									
脱退 ( ) 年 月 日									
名 分 ( )									
円 名 分 ( )									
円 単価 数量 適用									
計 科目 金額									
(備考) 担当者氏名 印									

# 全経済産業労働組合救援規則

1958、4

改正	1958、11	1959、5	1960、5
	1961、4	1961、8	1963、9
	1965、8	1969、8	1970、8
	1971、8	1972、8	1973、8
	1974、8	1975、8	1977、8
	1979、8	1982、9	1986、9
	2001、3		

第1条 この規則は、全経済産業労働組合規約第15条および第38条第2項、第3項に基づき組合員および書記が組合活動により不当な処分を受けまたは事故の発生した場合救援の措置を講ずることを目的とする。

第2条 組合員および書記が組合機関の決定に基づいてその業務を遂行中または遂行したことによって次の各号の一に該当する事由が発生した場合にはこの規則により救援する。

ただし、その事由の発生の要因により規則の一部を適用または減額して支給し、あるいは救援を行わないことがある。

- (1) 死亡
- (2) 負傷または罹病
- (3) 捜索または押収
- (4) 容疑者として出頭を求められた場合
- (5) 逮捕
- (6) 勾留
- (7) 起訴
- (8) 刑の執行
- (9) 懲戒処分（国家公務員法第82条及びこれに準ずる独立行政法人就業規則
- (10) 衣服、所持品等に重大な被害を受けた場合
- (11) その他中央委員会が必要と認めたもの。

第3条 死亡した場合、次の各号に定める香典、弔慰金、遺族扶助料等を支給する。

- (1) 香典は社会的常識の範囲で中央執行委員会が決定した額を支給する。
- (2) 弔慰金は国家公務員行政職平均本俸の6箇月分を目途に支給する。
- (3) 遺族扶助料は本人の収入によって生計を維持していた家族に対し次のとおり支給する。

(イ) 組合活動が直接原因した死亡

　　奉給日額の 500日

(ロ) 疾病に起因した死亡

　　奉給日額の 250日

(ハ) 遺族 1人につき 5万円を支給する。

なお、右のほか遺族の就職、住居等の斡旋をする。

第4条 負傷または罹病した場合は次の各号に定める治療費、療養手当、療養見舞金、身

体障害手当を支給する。

- (1) 治療費は、治療に要した費用金額とする。
- (2) 療養手当は、欠勤日数の俸給日額で計算する。
- (3) 療養見舞金は事態の発生時点に中央執行委員会の判断で社会的常識の範囲内で支給することができる。

療養期間が長期にわたる場合において6箇月を越えるごとに2万円を支給する。

- (4) 身体障害手当は、回復することができない身体障害を受けた場合には、労働者災害補償保険法の規定に準じて支給する。

2. 前項第1号、第2号の治療費および療養手当は、国家公務員等共済組合法または健康保険法の対象となる場合は必ずこれによることとし、組合員または書記の自己負担となった部分についてのみこれを支給する。

第5条 捜索・押収または組合活動によって衣服、所持品等に損害が発生したときには、中央執行委員会の議を経てその実費を補償する。

2. 組合員または書記の自宅が検査をうけたときは、直ちに見舞金1万円を支給する。

第6条 容疑者として出頭を求められた場合は、直ちに見舞金5千円を支給する。

第7条 逮捕または勾留されたときは直ちに見舞金2万円を支給する。

2. 逮捕または勾引により留置され、または勾留された場合は、一夜につき6千円の割合で見舞金を支給する。また給与上の損失があった場合はこれを補償する。

3. 刑が最終的に確定し、刑の執行により身柄を拘束される場合は1日につき2千円の割合で見舞金を支給する。

4. 前項に掲げる場合に給与上の損失があったときは補償する。

5. 起訴により休職が発令された場合には直ちに見舞金5万円を支給し、発令の日から復職の日まで通常勤務したと同等の給与を補償する。

第8条 起訴以前に要する弁護士等の費用および裁判に要する一切の費用ならびに罰金、科料、保釈に要する費用は組合がこれを負担する。

第9条 懲戒処分、不利益処分等に対しては、組合は撤回闘争を展開し、公平審理および裁判に要する費用を負担する。

第10条 免職の処分を受けた者に対しては、救援のため次の措置をとる。

- (1) 一時金の支給、100万円と俸給月額の6箇月分を支給する。
- (2) 本部において専従役員として勤務する者については、本部役員給与規則に基づいて給与を支給する。
- (3) 前号以外の者で、本部において専従書記として、または中央執行委員会が指定する支部、部会、分会等の組織において組合活動に従事する者については、国家公務員及び独立行政法人職員として引きつづき国より支給を受けるべき給与に相当する額および全経済産業労働組合本部役員給与規程第4条に定める専従手当を支給する。

2. 免職の処分を受けた者が組合を離れる場合は、次の支給を行う。

- (1) 退職手当、全経済産業労働組合本部離職役員および書記退職手当規程第2条第1号に準じて算出した額
- (2) 生活再建資金、俸給月額の6箇月分
- (3) (削除)

11条 停職、減給等の処分および賃金カットを受けた時は、次の各号により損失を補償す 第

る。

- (1) 停職、減給されたものは、その給与より減給された相当額を支給する。
- (2) 賃金カットされたものはその実損額を補償する。
- (3) 解雇以外の行政処分により失った福利厚生上の補償を行う。

2. 前項の処分をうけたものについては、次の各号により見舞金を支給する。

- (1) 停 職 5万円
- (2) 減 給 3万円
- (3) 戒 告 2万円

第12条 懲戒処分を受ける等組合活動が直接の原因で昇給を延伸された場合には、最初の昇給延伸の行われた時に、その時の俸給表で推計した10年分の本俸の損失額または昇給延伸期間3箇月につき30万円のいずれか多い額を支給し、これをもって打切りとする。第13条 第3条乃至第11条の規定による救援のほか、特に必要と認めた場合は10万円以内の見舞金を支給することができる。

第14条 第2条第11号による事由が生じた場合は、中央執行委員会が必要と認める金額を支給する。

第15条 第2条に該当する事由が発生したとき、当該者の所属する分会（当該者が本部または支部、部会の離席専従役員または書記の場合は本部または支部、部会）の執行委員長は、執行機関の決定に基づき、救援の申請をすることができる。

2. 前項の申請は、当該者の氏名、年令、所属分会名、救援を要する事由、事由の発生した日時、被害の程度その他必要な事項を記載した文書に分会執行委員長が署名捺印し、支部、部会を通じて中央執行委員長に行うものとする。

3. 中央執行委員長は、前項の申請があったとき、救援を必要とする事由または被害の程度を証明する証拠の提出を求めることができる。

第15条の2 前条第1項の事由が発生してから30日を経過しても分会執行委員長が救援の申請をしなかったとき、当該者または遺族もしくは当該者の所属する支部、部会執行委員長は、救援の申請をすることができる。

第15条の3 前2条の申請があったとき、中央執行委員長は申請の日から遅くとも1年内に、規程適用の可否について決定しなければならない。

2. 中央執行委員長は、前項の決定をしたときその内容を当該者、所属分会および支部、部会にすみやかに通知しなければならない。

第16条 この規程に基づく救援は、次の場合時効により消滅する。

- (1) この救援の対象たる事由の発生の日から6箇月以内に申請しないとき。
- (2) 本部において救援取扱上の指示を与えた日より3箇月以内に申請しないとき。

2. 前項第2号を適用する場合、中央執行委員会は時効消滅の1箇月前に最終的勧告および告示を全経済指令または全経済産業労働組合中央機関紙を通じて本人および機関に行うものとする。

第17条 この規則の適用を受けたものまたは遺族がその適用の方法、金額等に異議があるときには中央執行委員会を通じて決議機関に対して再審査を求めることができる。

2. 前項の申入れが行われた場合には、決議機関は委員若干名による審査委員会を設置して再審査を行わせ、その審査経過と結果をもとに次期決議機関において最終決定を行う。

3. 前項の決定に対しては再審査請求を行うことはできない。

第18条 第3条第1号の香典、第4条第1項の療養見舞金、第5条第2項、第6条、第7条第2項前段、第11条第2項または第13条の見舞金は、中央執行委員会の決定をもって執行することができる。

2. 第4条第1～2項の治療費および療養手当、第5条の実費、第7条第2項後段ないし第5項の見舞金および補償、第10条第1号ないし第3号の一時金、給与および専従手当、第11条第1項の補償は中央執行委員会の決定をもって執行することができる。ただし、次の中央委員会において承認を求めなければならない。

3. 第3条第2号ないし第3号の弔慰金、遺族扶助料等、第4条第1項の身体障害手当、第10条第2項の退職手当、生活再建資金は、中央委員会において出席中央委員の3分の2以上の賛成による決定で執行することができる。

ただしこの決定は直後の大会に報告しその承認をえなければならない。

第18条の2 前条第2項および第3項のただし書に関し、中央委員会または大会の承認が得られなかつた場合は、その執行は効力を失う。この場合、事後処理の方法は、不承認を決定した機関において決定する。

2. 大会または中央執行委員会は、その機関が最終的に本規則適用の権限を有する事案について、あらかじめ一括して適用を決定することができる。

第19条 この規則を運用するために救援資金特別会計を本部に設置する。資金は労働金庫預入金が資産総額の2分の1を下回ってはならない。

2. 上部機関および友誼団体よりの救援金は一切救援資金特別会計に繰入れる。

3. 大会または中央委員会が必要と認めたときは、その都度臨時徴収する。

4. 日本国家公務員労働組合連合会（以下「国公労連」という。）が国公統一犠牲者救援規則に基づき、統一して救援することを機関決定した場合、中央執行委員会の議決を得て、全経済救援資金特別会計から国公労連に支出することができる。

ただし、次の中央委員会に報告しなければならない。

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める第

21条 この規則の改廃は、大会で決定する。

附 則（1975年第39期定期大会）

この改正規則は1975年8月1日より実施する。

ただし、1969年11・13闘争、1971年7・15闘争、11・25闘争に対する被処分者についても、この規則を適用し、すでに補償した額と15万円の差を補償する。

附 則（1977年第41期定期大会）

この規則は1977年8月1日から実施する。

附 則（1979年第43期定期大会）

この改正規則のうち、第12条は1979年8月22日より実施する。

ただし、1969年11・13闘争、1971年7・15闘争、1972年11・25闘争、1973年4・27闘争、1974年3・26および4・11ならびに4・13闘争、1975年5・9闘争に対する被処分者についてこの改正規則を適用し、すでに補償した額と20万円の差を補償するものとし、第19条については1979年8月25日より実施する。

附 則（1982年第46期定期大会）

① この規則は1982年10月1日より実施する。

- ② 第11条第2項は1980年10月1日に遡って適用する。
- ③ 第12条にいう「10年分の本俸の損失額」の補償は、過去の被処分者にも適用する。この場合、20万円が支給された1979年の俸給表によって各被処分者が補償された年数を計算し、10年間に満たない場合は、その年数に相当する損失額を1981年度勧告の賃金スライドにより追加支給する。

附 則（1986年第50回定期大会）

この規則は1987年1月1日より実施する。

附 則（2001年第65回臨時大会）

この規則は2001年4月1日より実施する。

# 全經濟産業労働組合救援規則施行細則

1958、4

改正	1959、5	1961、8	1973、8
	1974、8	1977、8	1982、9
	1986、9	2001、3	

第1条 この救援規則施行細則（以下「細則」という。）は、救援規則（以下「規則」という。）運用の公正と処理の迅速を期するため規則第20条に基づいて定める。

第2条 規則および細則における用語の定義は、次の通りである。

(1) 組合機関の決定とは、大会、中央委員会、中央執行委員会のいわゆる本部機関の決定で客観的に認識できるものとし、支部、部会、分会の夫々の機関の決定も副次的に含まれるが、下部機関において上部機関の決定と異なる決定をしたときはその決定がその後において最初に開かれる中央委員または大会において妥当なものとして認定されたものに限り、組合機関の決定として認める。

ただし、緊急事態と認められるものについては、中央執行委員会がこれを認定し、その後において最初に開かれる中央委員会または大会の承認を得るものとする。また各級機関の決定に基づいて組合員または書記を他団体の役員として派遣している場合には、その団体の機関決定は、当該組合員または書記に対しては組合機関の決定とみなすものとする。

(2) 緊急事態とは、中央執行委員会が緊急と認めたものをいう。

(3) 組合活動とは、組合運動の本旨に沿い、機関の決定に基づいてこれを実現するため行われるあらゆる行為の総称であって、団体交渉を行うこと、組合の会合を開き出席すること、組合の事務所において事務に従事すること、他団体に出席し、提携し、共同の動作に参加すること、出張、事務所への出退勤、組合運動に必要な調度物品の購入、運搬中の作業等の他、指令および指示に基づいた組合員の行為はすべて組合活動みなされる。

(4) 奉給とは、事由発生当時の本人の本俸、扶養手当、調整手当の総額をいい、他の手当は含まれない。

なお、事由発生後の救援期間中において、本人の扶養家族の移動等によって奉給の内容に変動が生じた場合は変動のあったとき以後については再計算するものとする。

(5) 奉給日額とは、奉給月額の25分の1とする。

(6) 裁判に要する費用とは弁護士の費用と実際訴訟に要する経費および訴訟関係資料印刷費をいい、その範囲は中央執行委員会が決めたものとする。

(7) 申請の日とは、文書が本部に到着した日をいう。

(8) 決議機関とは、中央委員会および大会をいう。

第3条 規則第2条ただし書を適用する場合には、中央執行委員会が慎重に調査して減額すべき金額を決定し、次の中央委員会または大会の承認を得るものとする。

第4条 規則および細則によって救援を受ける起算の日は、救援の事態発生の日を原則とし中央執行委員会は救援決定に当たり必ず起算日を明らかにしなければならない。

第5条 規則第3条1号、2号、3号の金額の受給は民法上の規定による。

ただし、特別の事情のあるときは中央執行委員会において定める。

2. 規則第3条にいう遺族とは、組合員が死亡した当時同一世帯およびこれに準ずるもので主としてその者の収入によって生計を維持していたものをいい、中央執行委員会の議を経て決める。

第6条 規則第3条の遺族救済の順位は、国家公務員災害補償法第16条、第17条を準用する。

第7条 規則第4条第2項の規定による治療費および療養手当は、証拠に基づいて実費を中央執行委員会の議を経て決める。

なお、実費を要する場合には原則として事前にそれぞれの機関を通じて中央執行委員会の承認を得るものとし、緊急を要する場合は速やかに前記の手続きをとるものとする。

第8条 救援の該当者が、規則の適用をうけている過程で組合員または役員および書記としての資格を喪失したときは、中央執行委員会の決定により、引続いて救援を継続することができる。

ただし、次の中央委員会において承認を得なければならない。

第9条 規則第4条の扶助については、明らかに組合運動に基づくと考えられる疾病等で、

その判定は本人の組合歴、病歴、医師の診断等を基礎として客観的に明白に認定されるものでなければならず、その認定は第2条第1号および第2号の規定を準用する。

第10条 本部機関の経過および決定は、記録として、必要な証拠とともに保管しなければならない。

附 則（1977年第88回中央委員会）

この細則は1977年 8月 1日より実施する。

附 則（1982年第46回定期大会）

この細則は1982年10月 1日より実施する。

附 則（1986年第50回定期大会）

この細則は1987年 1月 1日より実施する。

附 則（2001年第65回臨時大会）

この細則は2001年 4月 1日より実施する。

# 全經濟産業労働組合専従損失補償規則

1968、8

改正	1969、8	1971、8	1973、8
	1975、8	1977、8	1981、9
	1982、9	1985、9	1986、9
	2000、9	2001、3	2002、9
	2007、9		

第1条 この規則は、本組合各級機関の役員が、国家公務員法第108条の6第1項ただし書及び独法に於いては、これに準ずる協定の適用を受けて、同条第5項に定める休職者となつた場合、または同条第3項の規定により休職者となることができず国家公務員等を退職して専従役員となる場合に受ける経済上の損失を補償し、もって各級執行体制の確立に資することを目的とする。

第2条 本規則の定めるところにより損失補償を受けることのできる者は、全經濟産業労働組合規約第33条に定める役員ならびに同第5条第2項に定める独法部会の各労働組合及び同第3条に定める支部または分会の役員であつて執行権を有する者とする。

ただし、独法部会の各労働組合、支部または分会の役員であつて本規則による損失補償を受けようとする者は、前条に定める休職もしくは退職につき、事前に中央執行委員会の承認を受け、かつ直後の全經濟大会または中央委員会の了承を得なければならない。なお、大会または中央委員会の承認を得られなかつた場合は、将来に向かってその効力を失うなう。

第3条 休職者の給与等の損失及び退職手当の算定に係る損失は次の各項により補償する。

1. 休職によって昇級延伸が生じた場合、昇級延伸発生時から回復までの間、その損失相当額を支給する。

ただし、支払い時期、支払い方法については施行細則の定めるとおりとする。

なお、当該損失が他の措置によって補償された場合、以後の支給を打ち切るものとする。

2. 退職手当の算定に係る損失については、次の各号の1を本人の選択により支給する。

(1) 休職期間1箇月につき基準本俸の12分の3を休職が終了し復職の際に支給する。

ただし、休職期間で1箇月未満のものが生じた場合には1~10日につき12分の1を支給する。

(2) 削除

(3) 官を退職するとき官の在職期間と専従休職期間を合算した期間を基礎に国家公務員退職手当法を準用して算定した額から官より支給された額を控除して、官を退職するとき支給する。ただし、前(1)の規定にもとづき損失の補償を受けた場合は、その期間を合算する専従休職期間から除す。

3. (削除)

第4条 第1条に定める退職をして専従役員（以下「離職役員」という。）となる者に対しては、生活整理および年金損失補償として離職一時金を支給し、その金額は150万円と俸給月額の6箇月分とする。

第5条 休職中の者または休職終了後第3条第1項の補償を現に受けている者が免職になった場合は、細則の定めるところにより本規則の適用を打ち切り、以後の補償は救援規則の定めるところにより行う。

第6条 休職者または離職役員が死亡した場合、この規則に定めるところによって支給すべき補償金は当該死者の遺族に対して支給する。

第7条 この規則を運用するために専従損失補償資金特別会計を本部に設置する。

2. 毎月組合員1人当たり75円を専従損失補償資金特別会計に繰り入れる。

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。第9条 この規則の改廃は大会できめる。

附 則（1975年第39期定期大会）

この改正規則のうち第3条は1969年6月1日より遡及して実施し、第7条については1975年8月1日より実施する。

ただし、遡及の場合、差額は賃金スライドで算出することとする。

附 則（1977年第41期定期大会）

この規則は1977年8月1日から実施する。

附 則（1981年第45回定期大会）

この規則は1981年10月1日から実施する。

附 則（1982年第46回定期大会）

① この規則は1982年9月1日より実施する。

② 第3条第2項第1号は、ただし書を除く部分について、1975年8月1日に遡及して実施する。

③ 第3条第2項第2号は、1982年6月1日に遡及して実施する。

附 則（1985年第49回定期大会）

この規則は1985年10月1日から実施する。

附 則（1986年第50回定期大会）

この規則は1987年1月1日から実施する。

附 則（2000年第64回定期大会）

この規則は2000年9月22日より実施する。

附 則（2001年第65回臨時大会）

この規則は2001年4月1日より実施する。

附則（2007年第72回定期大会）

この規則は2007年9月22日より実施する。

# 全經濟産業労働組合専従損失補償規則施行細則

1968. 8

改正	1969. 8	1971. 8	1973. 8
	1975. 8	1980. 2	1982. 9
	1986. 9	2000. 9	2001. 3

第1条 この専従損失補償規則施行細則（以下「細則」という。）は専従損失補償規則（以下「規則」という。）第8条に基づいて定める。

第2条 規則中の用語の定義および補償金の支給目的は、次の各号の通り定める。

- (1) 給与等の損失とは、出身職場における平均的な昇給・昇格を基準とし、専従休職をとらなかった場合に推定される格付けと、現実の格付けとの金額差であって、本俸（俸給の調整額を含む）及び地域手当ならびに期末手当および勤勉手当について算出されるものをいい、人事院規則の「官の事情による休職」を含むものとする。
- (2) 退職手当算出に係る損失とは国家公務員退職手当法等に基づく退職手当算出の場合、休職期間が在職期間より除算される結果、期間割合が少なく算出され、かつ、昇給延伸により退職時本俸が減少することによって生ずる損失をいう。
- (3) (削除)
- (4) 他の措置による補償とは、人事院規則による復職調整、特別昇給など、休職による損失の回復を直接の目的として行われる一切の措置をいう。
- (5) 生活整理とは、国家公務員から労働組合専従役員に移行するために生ずる生活環境の変化に対応するために生活を整理することをいう。
- (6) (削除)
- (7) (削除)
- (8) 基準本俸とは、復職時に適用されている俸給表で組合員の平均本俸（当該年度の人事院勧告による国家公務員行政職平均本俸に相当する等級号俸の1号下の本俸）とする。

第3条 規則第3条第1項ただし書についてはつぎのとおりとする。

- (1) 損失に対する補償は昇給延伸発生時に、1年間のみこみ実損額を支払う。
- (2) 前号についてその期間中に10月1日が入る場合、昇給延伸発生から、9月30日までの実損額を支払い、10月1日以後なおかつ損失が発生する場合には、その時点でみこみ実損額を支払う。
- (3) 前1号、2号に基づいて支給した後なんらかの事由で、昇給延伸が解消した場合、そのままとし返納はないものとする。

2. 規則第3条第1項2号での選択は、本人が専従休職期間を終了し、復職の際に選択するものとし、事後の変更はみとめないものとする。

なお、第2号の推計は出身職場における平均的な昇給昇格を基準に行うものとする。

第4条 規則第5条に定める免職者の補償打ち切りは次の各号により行う。

- (1) 規則第3条第1項の補償金は、当該免職までの期間につき全額支給する。
- (2) 規則第3条第2項第1号の補償は、免職の時点で打ち切る。

第5条 (削除)

第6条 規則第6条に定める遺族に対して支給する補償金は次の各号によって算出する。

- (1) 規則第3条第1項第1号の定期昇給の延伸による損失の補償は当該本人の死亡をもって打ち切る。
- (2) 規則第3条第1項第2号の補償金は、規則第1項第2号(3)の規定により全額支給する。
- (3) (削除)
- (4) 規則第4条に定める離職一時金に未払いがある場合は、未払い額を支払う。

## 2. 遺族の順位は民法上の規定による。

ただし、特別の事情のある場合は中央執行委員会において定める。

第7条 専従休職者が損失補償を受ける場合、本人もしくは遺族が中央執行委員会に申請手続をとり、中央執行委員会の決定によって、専従損失補償資金特別会計から支出する。

第8条 中央執行委員会は規則の施行状況および規則に定める補償金の金額が妥当か否かを検討した結果を毎年の定期大会に報告しなければならない。

### 附 則 (1980年第94回中央委員会)

この改正細則は1980年3月1日より遡及して実施する。

### 附 則 (1981年第45回定期大会)

この細則は1981年10月1日より実施する。

### 附 則 (1982年第46回定期大会)

① この改正細則は1982年9月1日より実施する。

② 第2条第8号は1975年8月1日に遡及して実施する。この場合差額は1981年度の賃金にスライドさせて支給する。

### 附 則 (1986年第50回定期大会)

この細則は1987年1月1日より実施する。

### 附 則 (2001年第65回臨時大会)

この細則は2001年4月1日より実施する。

### 附則 (2007年第72回定期大会)

この規則は2007年9月22日より実施する。

# 全經濟産業労働組合旅費規程

1948.7

改正	1952.4	1954.4	1956.4	1957.10	1958.4	1958.11
	1960.5	1961.8	1962.8	1967.8	1969.8	1970.8
	1971.8	1973.8	1974.8	1975.8	1977.8	1979.8
	1981.2	1982.9	1983.9	1986.9	1987.9	1992.10
	2001.3	2003.1				

第1条 本組合は、次の場合旅費を支給する。

- (1) 組合員および書記が規約その他の諸規則の規定によりまたは中央執行委員会の決定により出張する場合
- (2) 組合員以外のものが中央執行委員会の決定により出張する場合
- (3) 本部役員（専従者に限る、以下同じ。）に就任する場合および役員の任期を終えて帰任する場合
- (4) 本部役員に就任し、または本部役員を退任する組合員に同伴する家族がある場合  
なお、家族の認定は中央執行委員会が行う。
- (5) 本部役員と家族が中間帰省する場合、任期1年につき2度とする。

ただし、家族と別れて単身で赴任した役員については、任期1年につき4回とする。

第2条 旅費は、交通料金、急行料金、寝台料金、宿泊費、日当、委員手当、移転料および支度金とする。

ただし、前条第5号の場合は、中央執行委員会が必要と認めた場合以外は、宿泊費を支給しない。

第3条 交通料金は、通常の交通手段の普通旅客運賃表によって支給する。

2. 交通料金の支給区間は出張者の勤務する組合事務所または官署等から出張先までの間とする。
3. 前項の区間のうち1鉄道路区間が百糎を越えている場合には特別急行または新幹線料金を支給する。
4. 特に中央執行委員会が必要と認めた場合は、前各号にかかわらず必要な交通費を支給することができる。

第4条 寝台料金は第5条に定める宿泊費を支給する。

2. 寝台料金は、中央執行委員会が特に必要と認めた場合を除き、片道の糎程 700糎未満の場合は支給しない。

第5条 宿泊費は1泊につき9000円支給する。

ただし、大会、中央委員会、行政研究集会、各種代表者会議等に際し、参加者全員が指定された宿泊所に宿泊すべきものとされた場合にはその指定された宿泊所に宿泊するために実際に要した費用に相当する金額を支給する。

第6条 専従者以外の日当は次の場合に支給する。

- (1) 2時間以内の場合に500円を支給する。
  - (2) 2時間を超えて4時間以内の場合に1000円を支給する。
  - (3) 4時間を超える場合に2000円を支給する。
- 2 専従者の日当は次の場合に支給する。
- (1) 片道の糎程 100糎以上の場合または 100糎未満であっても中央執行委員会が宿泊を

必要と認めた場合は1日につき2000円を支給する。

(2) 片道の料金50料以上 100料未満の場合は半日当を支給する。

(3) 専従者が平日以外の日に片道料金100料未満の場合は第1項を適用する。

3 会計監査員および中央執行委員会が認めた委員には会計監査または委員会に出席した場合に委員手当を支給する。ただし、この場合は、前2項に定める日当は支給しない。

(1) 会計監査員 1回につき4000円を支給する。

(2) 中央執行委員会で認めた委員 1回につき3000円を支給する。

第7条 本部専従役員に就任するに当たって住居を移転した場合および役員の任期が終えて帰任する場合には前4条の規程による旅費のほか移転料を支給する。

2. 移転料は、荷造りおよび運送のため実際に要した費用に相当する金額を支給する。 3.

移転料は、荷作りおよび運送に係る領収書の提示のない場合またはその費用が通常必要と認められる金額の範囲を越えると中央執行委員会が認めた場合は支給しないことができる。

第8条 本部専従役員に就任するに当たって住居を移転した場合および役員の任期が終えて帰任する場合には仕度金を支給する。

2. 仕度金は次のとおりとする。

単身赴任および帰任 8万円

家族同伴赴任および帰任 15万円

#### 附 則 (1979年第43期定期大会)

この改正規程のうち、第6条は1979年 8月20日より実施し、第8条は1979年 8月25日より実施する。

#### 附 則 (1981年第96回中央委員会)

この規程は1981年 3月 1日から実施する。

#### 附 則 (1982年第46回定期大会)

この規程は1982年10月 1日から実施する。

#### 附 則 (1983年第47回定期大会)

この規程は1983年 9月22日から実施する。

#### 附 則 (1986年第50回定期大会)

この規程は1987年 1月 1日から実施する。

#### 附 則 (1987年第51回定期大会)

この規程は1987年 9月 1日から実施する。

#### 附 則 (1992年第56回定期大会)

この規程は1992年10月 1日から実施する。

#### 附 則 (2001年第65回臨時大会)

この規程は2001年 4月 1日から実施する。

#### 附 則 (2003年第141回中央委員会)

この規程は2003年 2月 1日から実施する。

## 全經濟産業労働組合本部役員給与規程

	1948、7		
改正	1952、10	1957、4	1957、10
	1958、11	1967、8	1971、8
	1973、8	1977、8	1986、9
	1987、9	1988、9	1989、3
	2000、9	2001、3	2013、9
	2015、1		

第1条 本組合の役員の給与および必要経費は、大会で特に定める場合のほか、この規程の定めるところによるものとする。

第2条 本組合の役員は、役員になったことによってそのものが官より受けるべき給与の支給を停止され、またはその額を減給された場合は、組合よりそれに相当する額の支給を受けることができる。

第3条 本部役員は、別表1に定める額の行動費の支給を受けることができる。

ただし、専門委員を除く。

第4条 本部に専従する本部役員は、別表1に定める額の専従費の支給を受けることができる。

ただし、月のなかばで専従になった者または専従でなくなった者等に対する支給は日割計算による。

第5条 日本国公務員労働組合連合会その他の加盟組織の執行機関に派遣される本部役員の行動費および専従費については、中央執行委員会がその者に対する当該加盟組織よりの行動費の支給の有無、当該加盟組織における他の役員の行動費等との均衡その他の事情を考慮して支給する。

第6条 地方より選出された本部役員で本部に専従し、全經濟本部宿舎に入居できないものは、中央執行委員会の認定により別表2に定める額の範囲内において住宅費の実費支給を受けることが出来る。

第7条 本部は顧問に対する謝礼として別表3に定める額の顧問料を支払う。

附 則（1977年第88回中央委員会）

この規程は1977年 8月 1日より実施する。

附 則（1979年第43期定期大会）

この規程は1979年 8月 25日から実施する。

附 則（1982年第46回定期大会）

① この規程は1982年10月 1日より実施する。

② 第5条は1982年 9月 1日より実施する。

附 則（1986年第50回定期大会）

この規程は1987年 1月 1日から実施する。

附 則（1987年第51回定期大会）

この規程は1987年10月 1日から実施する。

附 則（1988年第52回定期大会）

この規程は1988年10月 1日から実施する。

附 則（1989年第112回中央委員会）

この規程は1989年 4月 1日から実施する。

附 則（2000年第64回定期大会回）

この規程は2000年 9月 22日から実施する。

附 則（2001年第65回臨時大会）

この規程は2001年 4月 1日より実施する。

附 則（2013年第78回定期大会）

この規程は2013年9月28日より実施する。

附 則（2015年第166回中央委員会）

この規定は2014年10月1日に遡り実施する。

(別表 1)

行動費	1箇月	委 員 長	9000円
"		副委員長	9000円
"		書 記 長	9000円
ただし書記長が非専従の場合16000円			
"		執行委員	9000円
専従費（地方）			
無家族の役員	1箇月		22000円以内
全員同伴の役員	"		28000円以内
世帯を分けて赴任した役員	"		102000円以内
従費（在京）	"		支給しない

(別表 2)

	家賃（1箇月）	礼 金
单 身	36000円以内	108000円以内
家族同伴 1名	60000円以内	180000円以内
家族同伴 2名以上	84000円以内	252000円以内

(別表 3)

顧問料	1ヶ月	50000円
-----	-----	--------

## 全經濟産業労働組合本部書記給与規程

	1957、4		
改正	1960、5	1961、8	1962、8
	1963、8	1967、8	1969、8
	1971、8	1973、8	1977、8
	1982、9	1986、9	1987、9
	2000、9	2001、3	2013、9

第1条 本部書記の給与はこの規程の定めるところによって支給する。

2. その給与は国家公務員に準じて支給するものとし、次の通りとする。

- (1) 債給 (2) 地域手当 (3) 扶養手当 (4) 通勤手当 (5) 住居手当 (6) 期末勤勉手当

ただし、中央執行委員会が必要と認めたときは、他に手当を支給することができる。

第2条 債給は国家公務員行政職俸給表（一）を準用し、初任給の格付、号俸調整についても、国家公務員に準じて行い、書記長が中央執行委員会の承認を得て決定する。

2. 昇給ならびに昇格は、中央執行委員会の決定によって行うことができる。

第3条 書記特別旅費を支給し、その月額9000円とする。

第4条 給与は毎月17日に支給する。

ただし、その他の給与支給日の扱いについては、官に準ずる。

附 則（1977年第88回中央委員会）

この規程は1977年 8月 1日より実施する。

附 則（1982年第46回定期大会）

この規程は1982年10月 1日より実施する。

附 則（1986年第50回定期大会）

この規程は1987年 1月 1日より実施する。

附 則（1987年第51回定期大会）

この規程は1987年10月 1日より実施する。

附 則（2000年第64回定期大会）

この規程は2000年 9月 22日より実施する。

附 則（2001年第65回臨時大会）

この規程は2001年 4月 1日より実施する。

附 則（2013年第78回定期大会）

この規程は2013年9月 28日より実施する。

# 全經濟産業労働組合離職役員および書記退職手当規程

1981、9

改正 1982、9 1986、9

2000、9 2001、3

2013、9

## (退職手当の支給)

第1条 国家公務員法第108条の6第3項の規程およびそれに準じる協定等により、休職者となることができず、国家公務員等を退職して専従役員（以下「離職役員」という。）となった本部役員および本部書記が退職したときは、退職手当を支給する。

## (離職役員の退職手当額)

第2条 異職役員が全經濟産業労働組合を退職する場合は次の各号に定める一時金を支給する。

(1) 退職手当。官の在職期間と組合の在職期間（専従休職期間および離職役員期間、ただし本組合専従損失補償規則第3条第2項(1)の規定に基づいき専従損失補償金の支給をうけた場合は、その期間を除す。）を合算した期間を基礎に国家公務員退職手当法を準用して得た額から、それまでに官等から支給された退職金と、当該退職手当の支給を受けた翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する金額を合算した額を控除した額とする。

(2) 前(1)の利息に係る利率については、離職専従となった月末の定期預金利率（労働金庫3年定期）とし、その利率は3年ごとに見直す。

## (書記の退職手当額)

第3条 書記が全經濟産業労働組合を退職する場合の退職手当の額は、退職するときに施行されている国家公務員についての退職手当に関する法規に規定する退職手当額に相当する額とする。

## (運用方針の適用)

第4条 前2条に定める退職手当の算出に当っては、当該退職者の退職時に、経済産業省において確立された運用方針が存在する場合は当該運用方針に準じて計算する。

## (中央執行委員会の決定)

第5条 退職手当に関する事項のうち第1条から第4条に規定する以外のことは中央執行委員会で決定する。

## (特別会計の設置)

第6条 この規程を運用するために、本部に退職積立特別会計を設置する。

## 附 則 (1981年第45回定期大会)

① この規程は1981年10月1日から実施する。

② 「全商工労働組合本部書記退職手当規程」はこの規程の実施の日をもって廃止する。

## 附 則 (1982年第46回定期大会)

この規程は1982年10月1日から実施する。

## 附 則 (1986年第50回定期大会)

この規程は1987年1月1日から実施する。

## 附 則 (2000年第64回定期大会)

この規程は2000年9月22日より実施する。

附 則 (2001年第65回臨時大会)

この規程は2001年 4月 1日より実施する。

附 則 (2013年第78回定期大会)

この規程は2013年9月28日より実施する。

# 全經濟産業労働組合本部貸付規程

1972、8

改正 1976、7 1981、9 1982、9  
1986、9 2001、3

第1条 この規程は、全經濟産業労働組合の本部役員および書記に対する貸付について定める。

第2条 休職専従役員に対する貸付の種類は普通貸付、および特別貸付とし、その限度額は経済産業省共済組合貸付規程（以下「経済規程」という。）に規定する普通貸付および特別貸付の限度額に相当する額とする。

2. 非常駐の役員に対しては普通貸付のみとし、その限度額は経済規程の普通貸付の限度内で中央執行委員会の決定した額とする。

第3条 離職役員および書記に対する貸付の種類は、普通貸付および特別貸付ならびに住宅貸付とし、その限度額および返済方法は経済省共済規程による。

第4条 貸付を受けようとするものは、別表第1および別表第1の2の貸付申込書に所定の事項を記載し、財政部長に提出しなければならない。

2. 財政部長は、貸付申込書が提出されたとき、貸付の可否および貸付額について審査し、すみやかに決定しなければならない。

3. 財政部長は、貸付を決定したとき、別表第2の借用証とひきかえに貸付金を交付しなければならない。

第5条 貸付を受けようとするものは、本部役員または書記のなかから、1名を連帯保証人としなければならない。

ただし、住宅貸付を受けようとするものは、組合員歴または勤続期間5年以上の役員または書記の中から2名を連帯保証人としなければならない。

2. 借受人は、前項の連帯保証人が退任、退職等の事情によりその責に任じられなくなつたとき連帯保証人を変更しなければならない。

第6条 借受人は、退任または退職するとき、未返済金を全額返済しなければならない。

ただし、中央執行委員会が返済期間の延長を決定したときはその限りでない。

2. 財政部長は、前項ただし書きの決定がなされたとき、借受人および連帯保証人立会の上、未返済金の金額および返済条件を確認し、借用証を更新しなければならない。

第7条 財政部長は、中央執行委員会の承認をえて、貸付限度額の制限または返済期間の短縮あるいは貸付残額の一括返済を命じることができる。

第8条 財政部長は、借用証の返済条件または前条の命令に基づいて、返済金を給与、退職金または専従損失補償金から源泉徴収することができる。

2.

財政部長は、貸付金が完済されたとき、借受人に借用証を返付しなければならない。第9条

貸付金の財源は、休職専従役員については専従損失補償資金特別会計、離職役員 および書記については退職積立特別会計をもってあてる。

附 則 (1981年第45回定期大会)

- ① この規程は、1981年10月 1日から実施する。
- ② この改正規程の施行日における離職役員の専従補償特別会計からの貸付金残高および書記の退職金積立金からの貸付金残高は、退職積立特別会計に振替える。

附 則 (1982年第46回定期大会)

この規程は1982年10月 1日から実施する。

附 則 (1986年第50回定期大会)

この規程は1987年 1月 1日から実施する。

附 則 (2002年第65回臨時大会)

この規程は2001年 4月 1日より実施する。

別表第 1

別表第 2

別表第 1 の 2

# 全經濟産業労働組合本部宿舎管理規程

1972、8

改正 1986、9

2001、3

第1条 この規程は、全經濟産業労働組合会計規則第32条第2項の規定に基づき、全經濟産業労働組合の所有する宿舎（以下「宿舎」という。）の管理運営について定める。

第2条 宿舎の財産管理および運営の責任者は、財政部長とする。

第3条 宿舎への入居は、原則として本部専従役員または書記を対象者とし、中央執行委員会の決定するところによる。

ただし、専従役員または書記に入居希望者がないとき等特殊な場合に、中央執行委員会は、その他のものの入居を認めることができる。

第4条 中央執行委員会は、専従役員の退任、書記の退職等の事情が生じたとき、居住者の退去を決定することができる。

2. 前項の決定がなされたとき、居住者は中央執行委員会の指定する期日までに宿舎を明渡さなければならない。

第5条 居住者は、中央執行委員会の決定する宿舎使用料を毎月支払わなければならない。

第6条 次の各号の経費は、全經濟産業労働組合が負担するものとし、その他の経費はすべて居住者の負担とする。

1. 固定資産税
2. 家屋および付帯設備等の火災保険料
3. 建物の改築および補修
4. その他中央執行委員会が必要と認めた経費

第7条 居住者は、火気取締り、家屋および付帯設備等の保全および管理につき責任を負う。

2.

居住者は、その故意または重大な過失により家屋または付帯設備等を滅失または破損したとき、原型に復し、またはその費用を弁償する責を負う。

第8条 居住者は、家屋または付帯設備の改造または模様がえをするとき、中央執行委員会の承認をえなければならない。

2. 前項の改造または模様がえの経費負担は、中央執行委員会の決定するところによる。

居住者は、その負担による経費を退去のとき等に請求することはできない。

第9条 居住者は、宿舎ならびにその一部を他に転貸してはならない。

第10条 財政部長は、居住者の立会を求めて宿舎の管理状況を視察し、毎年5月末日までにその結果を文書で中央執行委員会に報告しなければならない。

2. 居住者の退去が決定されたとき、財政部長は前項に準じた報告をしなければならない。

3. 中央執行委員長は、財政部長が居住者である宿舎について、第1項または第2項の報告者を中央執行委員会の構成員のなかから別に指定しなければならない。

第11条 この規程に定めのない事項は、中央執行委員会の決定するところによる。

## 附 則

この規程は1972年9月1日から実施する。

附 則（1986年第50回定期大会）

この規程は1987年 1月 1日から実施する。

附 則 (2000年第65回臨時大会)

この規程は2001年 4月 1日から実施する。

# 全經濟産業労働組合本部役員ならびに書記の健康管理に関する規程

1958、4

改正 1986、9

2001、3

## 第一章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、全經濟産業労働組合本部役員ならびに書記の健康を管理して組合業務の能率増進をはかることを目的とする。

### (健康管理の意義)

第2条 この規程において健康管理とは、本部役員ならびに書記の健康診断に関するこよび保健衛生上必要な措置を行うことをいう。

### (健康管理事務の統轄調整等)

第3条 本部役員ならびに書記の健康管理に関する事務は書記長がこれを統轄調整する。

2. 書記長は、本部役員ならびに書記の健康の実態を把握して、健康管理の円滑な実施に努めなければならない。

### (本部役員ならびに書記の義務)

第4条 本部役員ならびに書記は、この規程に定める事項を履行し自己の健康の保持に努めなければならない。

## 第二章 健 康 診 断

第5条 健康診断は、定期健康診断、臨時健康診断、特別健康診断、着任時健康診断、解任時健康診断および採用時健康診断の6種目とする。

### (定期健康診断)

第6条 定期健康診断は、胸部結核性疾患については少なくとも3回、高血圧性疾患については年齢40才以上の者を対象として毎年少なくとも1回、それぞれ定期的に実施しなければならない。

### (臨時健康診断)

第7条 臨時健康診断は、本部役員ならびに書記が伝染性疾患にかかり、またはかかるおそれがある場合その他書記長が必要と認める場合において、役員ならびに書記を対象に行う。

### (特別健康診断)

第8条 特別健康診断は、本部役員および書記が心身に故障を生じた場合、その他特別必要と認めた場合直ちに検診を受けねばならぬ。

2. 中央執行委員会は、特別健康診断の結果、当該役員および書記の健康状態が組合業務に従事することが適当ないと認めたときは、その役員ならびに書記を組合業務に従事させてはならない。

### (着任ならびに解任健康診断)

第9条 役員は、着任前および解任後には必ず健康診断を受けて異常の有無を認め、その結果を中央執行委員会へ報告すること。中央執行委員会はその報告に基づき適切なる処置を講ずること。

(採用時健康診断)

第10条 中央執行委員会は、新たに組合員外から書記を採用しようとするときは、その者につき採用時健康診断を行わねばならない。

2. 採用時健康診断においては、次の各号に掲げる検査および検診を行う。

- (1) 身体計測
- (2) 眼および耳の検査
- (3) 問診、視診および物理的検査
- (4) ツベルクリン反応検査
- (5) 胸部X線直接撮影
- (6) 赤血球沈降速度測定
- (7) 胸部結核性疾患以外の伝染性疾患に関する検診
- (8) その他必要と認める検診

3. 中央執行委員会は、採用時健康診断の結果を総合的に判断して、胸部結核性疾患その他の疾患により長期療養の必要がある等のため、勤務に支障があると認められる者は、これを採用しないようにしなければならない。

(健康診断の実施)

第11条 健康診断は、経済産業省の診療所、保健所、国公立病院その他中央執行委員会が適当と認める医療機関を指定してこれを行う。

2. 健康診断は、書記長の指示に従って、定められた日時および場所において受けなければならない。

3. やむを得ない事由により前項の規定によって定められた日時および場所において健康診断を受けることができなかったものについては、更に日時および場所を定めて健康診断を行う。

4. やむを得ない事由により前3項によても健康診断を受けることができないときは、遅滞なく自ら適当と認める医師の検診を受けねばならない。

(指示区分および安静度)

第12条 書記長は、健康診断の結果、胸部結核性疾患と診断された役員および書記について診断を担当した医師から要療養、要休養、要軽業または要注意の指示区分および安静度を別表の指示区分により判定を徴しなければならない。

(診断書の提出)

第13条 役員および書記は、この規程に定める健康診断以来の検診において要療養、要休養、要軽業または要注意の判定を受けた場合は、速やかにその診断を行った医師から診断書の交付を受けて、これを書記長に提出しなければならない。

第14条 書記長は、役員および書記の前条の規定による判定を受けたときは、その判定に基づき遅滞なくそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 要療養または要休養の判定を受けた役員および書記については、療養または休養のため必要な期間勤務を休ませ病状に応じて入院、通院、自宅療養等を行わせること。
- (2) 要軽業の判定を受けた役員および書記については、必要に応じ勤務の場所もしくは勤務の内容変更または勤務時間の短縮等勤務による負担を軽減し、3箇月に1回精密検診を受けさせること。
- (3) 要注意の判定を受けた役員および書記については、夜間勤務および超過勤務を命じ

ないようにし、6箇月に1回精密検診を受けさせる。

(指示区分の通知を受けた役員および書記の心得)

第15条 第12条の指示区分の通知または第13条の診断を受けた役員および書記は書記長の指示に従い、速かに健康回復するよう不断の留意を怠ってはならない。

### 第三章 環 境 衛 生 等

(環境衛生)

第16条 書記長は、役員および書記の勤務する場所の環境衛生の維持改善に努めなければならない。

(衛生施設)

第17条 書記長は、役員および書記の保険衛生上必要があると認めるときは救急用医薬品、防護用具その他必要な厚生施設を設置し、かつこれを整備しておかなければならぬ。

(健康増進)

第18条 書記長は、役員および書記の健康を増進するための適切なる計画をたて、その計画の実施に当っては勤務の性質とその他の事情を考慮して、参加の機会が一部の役員および書記に偏ることのないようにしなければならない。

### 第四章 雜 則

(記録・保存)

第19条 書記長は、役員および書記の健康診断の結果についてその健康診断を担当した医師に、診断の都度様式第1号の健康診断原票に所用事項を記録させ、その役員および書記の在任、在職中これを保管しておかなければならぬ。

附

則 (1986年第50回定期大会)

この規程は1987年 1月 1日から実施する。

附 則 (2001年第65回臨時大会)

この規程は2001年 4月 1日から実施する。

(様式第1号)

#### 健康診断（指示区分）通知書

月 日 胸部X線検査の結果は次のとおりです。

○異常所見

初感染結核

肺 結 核

肋 膜 炎

なお、胸部整形術、充填術、人工気胸術、人工気腹術の実施所見を認めます。

○異常所見なし

○赤沈値 ミリ

○検タンの必要があります。

○判定によるあなたの指示区分は次のとおりです。

A ゾ反応陽転 B 要休養 C 要軽業 D 要注意 E 痕跡治癒

(1) A B Cの方はすぐ管理医の診断を受けてください。

(毎週 曜日) 時から 時まで健康相談に応じています。

(2) Cの方は三箇月毎に、Dの方は六箇月毎に精密検査をいたします。

○あなたの安静度 度です。

記	症状に対する指示事項	必ず検査してください
事	勤務に対する指示事項	残業
欄	その他	

区分	説明
要療養	
要休養	
要軽業	
要注意	

# 全經濟産業労働組合本部会計事務取扱内規

2001、3、1

## 1. 全經濟の旅費支給の取扱について

### ① 「往復割引切符」の使用について

片道の距離が 601キロ以上の場合は、往復割引乗車券による運賃計算を行います。（これにより、行き帰りの運賃がそれぞれ1割引となります。）

往復割引についての距離計算は、全經濟本部から JR を片道601キロ以上利用した場合に適用されます。

なお、上京団行動参加や出張等の日程で往復乗車券の有効期間を越えてしまう場合は、通常運賃扱いとします。（高松・広島 10日、博多 12日。2000年11月現在）

### ② シーズン別特急料金の適用について

特急料金は、通常期・繁盛期・閑散期の三段階が設定されています。出張日程に合わせた特急料金の算定を行います。

### ③ 航空機及びのぞみ等の利用について

上京団行動参加や出張等で、日程や開始時間の関係から航空機及びのぞみ等を利用する場合は、事前に本部の了承を得てください。

### ④ 全經濟は、旅費計算にあたり「市内交通費」を支給しています。

### ⑤ その他は、原則として官の運用を準用します。

## 2. 全經濟の前後泊の取扱について

### ① 前後泊の判断は、原則として支部・分会等の最寄り駅を「7時30分以前または22時以降の発着」となるかどうかによって行います。

ただし、支部・分会等の最寄り駅による判断が著しく不合理な場合は、適時判断します。

### ② 上京団行動参加や出張等で、指定場所に定刻までに到着するため、支部・分会等の最寄り駅（全經濟の旅費計算の基準駅）を7時30分以前の出発となる場合は、前泊扱いとして旅費計算を行います。

### ③ 上京団行動参加や出張等の終了後、通常の交通手段を用いて、支部・分会等の最寄り駅への到着が22時以降となる場合に、後泊扱いとして旅費計算を行います。

### ④ 前後泊とした場合、本部規定の宿泊費と日当を支給します。

### ⑤ 交通機関の遅延等の特別な理由を除き、遅刻または早退した場合、上記「①、②」に記載した前後泊の扱いを行いません。

なお、特別な理由により、遅刻または早退を余儀なくされた場合は、全經濟本部に連絡して下さい。

## 附 則（2001年3月第65回臨時大会）

この内規は、2001年 4月 1日より実施する。

# 全經濟産業労働組合行政部会規約

2001.3

改正 2004.9 改正2006.9 2023.9

## 第一章 総 則

(名称および所在地)

第1条 この行政部会は、全經濟産業労働組合行政部会といい、主たる事務所を東京都千代田区霞が関1-3-1におく。

(目的)

第2条 この部会は、全經濟産業労働組合規約第5条に基づいて組織され、組合員の労働条件の維持・改善を期し、もって、組合員の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 この部会は、経済産業省に勤務する者をもって組織する。

ただし、国家公務員法第108条の2第3項に規定する管理職員等は、組合員となることはできない。

(組織の運営)

第4条 この部会の運営は、この規約に定めるもののほか、全經濟産業労働組合規約およびその附属規定の定めるところによる。

(組織)

第5条 この部会に、支部、分会及び経済局支部協議会をおくことができる。

2. 支部、分会及び経済局支部協議会の規約の制定および改廃は、部会執行委員会の承認をえなければならない。

(業務)

第6条 この部会は、その目的達成のため次の業務を行う。

- (1) 労働条件の維持改善など目的達成のための業務
- (2) 福祉厚生の確保のための業務
- (3) 文化教養の向上のための業務
- (4) その他大会で決定された必要な業務

## 第二章 組 合 員 の 権 利 と 義 務

(加入)

第7条 この組合に加入しようとする者は、当月分の組合費をそえて、加入申込書(様式第1)を支部又は分会に提出しなければならない。

2. 支部又は分会の執行委員長は、加入申込書の到達後、速やかに執行委員会の承認を求めるなければならない。

3. 支部又は分会の執行委員会で承認を決定したときは、ただちに組合員名簿に登録し、本人にその旨を通知する。

4. 支部又は分会の執行委員長は、前項の手続きをとったときは、中央執行委員長に報告しなければならない。

5. 組合員が他の支部又は分会の職場に転勤する場合は、支部又は分会の執行委員長は転

勤先の支部又は分会に異動通知をしなければならない。

ただし、必要があれば本部と協議の上で組合籍を異動させることができる。

(脱退)

第8条 この組合を脱退をしようとする者は、その理由を明らかにして、支部又は分会の執行委員長に届けなければならない。

6. 支部又は分会の執行委員長は、前項の届出があったときは、中央執行委員長に報告しなければならない。

第9条 組合員は、次の権利と義務を有する。

- (1) この部会の活動による利益を平等にうける権利
- (2) 役員の選挙権および被選挙権
- (3) 機関に代表を送る権利および決議機関で議決を行う権利
- (4) 規約および機関の決議にもとづき活動すること
- (5) 会費を納入すること

### 第三章 機 関

(各種の機関)

第10条 この部会に、大会および執行委員会をおく。

(大会)

第11条 大会は、この部会の最高意思決定機関であって、代議員、部会選挙管理委員、部会会計監査委員および部会役員で構成し、9月に執行委員長が招集する。

ただし、組合員3分の1以上の連署による要求があったとき、または緊急の事態に対処するため執行委員会が必要と認めたときは、執行委員長は臨時に招集しなければならない。

(大会告示)

第12条 執行委員長は、大会開催期日の30日前までに、開催理由、日時、場所、日程、議題その他必要な事項を組合員に対して告示しなければならない。

ただし、前条ただし書の規程により招集されるときはこの期間を短縮することができる。

(大会の成立)

第13条 大会は、代議員の過半数の出席により成立する。

ただし、代議員の代理出席および委任は認められない。

(大会の運営)

第14条 大会議長は代議員の互選とし、その議事はこの規約に特に定めているもののほかは出席代議員の過半数できめ、可否同数のときは議長がきめる。

2. 連合体の結成、これへの加入および脱退については、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密投票による全代議員の過半数によってきめる。

3. 規約の制定、改廃は、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密投票により、全代議員の過半数かつ出席代議員の3分の2以上の同意を得なければ改正することができない。

(大会できめるべき事項)

第15条 次の事項は、大会できめなければならない。

- (1) この部会の活動方針
- (2) 規約および規則の制定ならびに改廃
- (3) この部会の予算と決算
- (4) 部会役員の選出
- (5) 部会選挙管理委員および部会会計監査委員の選出
- (6) 団体への加盟または脱退
- (7) この部会の解散
- (8) その他重要な事項

(代議員選出)

第16条 全ての代議員は大会の都度、組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって、各支部毎に選出される。

2. 代議員の選挙を管理するために、各支部および分会に選挙管理委員会をおき、選挙管理委員会の運営に必要な事項は、選挙規則に定めるもののほか、各支部および分会で定めることができる。

(代議員の職務)

第17条 代議員は、大会に出席し、議案を審議し、また動議をだすことができる。

2. 代議員は、大会終了後、大会の決定事項等を組合員に報告しなければならない。

(執行委員会)

第18条 執行委員会は、この部会の日常の業務を行う。

2. 執行委員会は、各支部および分会の交渉団に参加し、この組合の目的達成をめざす。

3. 執行委員会は、執行委員長、執行副委員長、書記長および執行委員をもって構成し、執行委員長が議長となる。

4. 執行委員会は、執行委員長が隨時招集し、構成員の過半数で成立し、その議事は出席構成員の過半数できめ、可否同数の場合は議長がきめる。

5. 執行委員会は、大会において不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたときは、総辞職しなければならない。

## 第四章 役 員

(役員)

第19条 この部会に、次の役員をおく。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 執行副委員長 若干名
- (3) 書記長 1名
- (4) 執行委員 若干名
- (5) 専門委員 若干名

2. 役員の任期は、1箇年とする。

ただし、臨時大会で補充されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、大会において不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたときは辞任

しなければならない。

(役員の選出)

第20条 役員は、大会で全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって選出される。

2. 役員の選挙を管理するため、この部会に部会選挙管理委員会をおき、部会選挙管理委員会は部会選挙管理委員3名以内で構成する。
3. 部会選挙管理委員会の運営に必要な事項は、選挙規則に定める。

(役員の義務)

第21条 執行委員長は、この部会を代表し、部会の業務を統括する。

2. 執行副委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記長は、書記局を統括する。
4. 執行委員および専門委員は、執行委員会の定めるところに従い、それぞれ業務を分担する。

(役員の兼任禁止)

第22条 役員は、部会会計監査委員および部会選挙管理委員を兼ねることはできない。

## 第五章 組織

(書記局)

第23条 執行委員会に、その事務を遂行するため、書記局をおく。

2. 執行委員会が必要と認めたときは、書記局に専門部をおくことができる。

(青年協議会と女性協議会)

第24条 この部会に、青年協議会と女性協議会をおくことができる。

2. 青年協議会と女性協議会の規約は、執行委員会の承認を得なければならない。
3. 青年協議会と女性協議会は、隨時執行委員会に活動状況を報告しなければならない。

## 第六章 会計

(部会経費)

第25条 この部会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

2. 会費は、定期的に組合員より徴収するものとする。  
ただし、必要がある場合には、臨時に徴収することができる。
3. 会費の額、徴収方法等は大会できめる。
4. 前項の規定にかかわらず、各支部、分会および協議会で必要とする経費をまかなうための組合費の額、徴収方法等は、それぞれの最高意思決定機関できめることができる。

(組合費の納入)

第26条 各支部、分会は、その月分の部会に納入すべき組合費を、翌月末までに納入しなければならない。

(会計年度)

第27条 この部会の会計年度は、毎年 9月 1日に始まり、翌年 8月31日に終わるものとする。

(会計の責任)

第28条 部会会計の責任は、執行委員会が負う。

2. 支部または分会会計の責任は、部会規約の定める支部または分会の機関が負う。

(会計監査)

第29条 部会の会計を監査するため、この部会に会計監査委員 3名以内をおく。

2. 部会会計監査委員は、会計年度終了後、最初にひらかれる大会に当該年度の会計監査の結果を報告しなければならない。

3. 部会会計監査委員は、大会で組合員の中より、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって選出し、その任期は1箇年とする。補充により選出されたものの任期は前任者の残任期間とする。

(会計規則)

第30条 会計の運用に必要な事項は、この規約に定めるものほか、会計規則に定める。

## 第七章 規 約 解 釈 そ の 他

(規約の解釈)

第31条 この規約の解釈は、最終的に大会できめる。

(解散)

第32条 この部会は、次の場合に解散する。

(1) 組合員が存在しなくなった場合。

(2) 大会で、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、出席代議員の3分の2以上の同意を得て議決し、更に全組合員の3分の2以上がこれを承認した場合。

附 則 (2001年第65回臨時大会)

この規約は、2001年 4月 1日より実施する。

附 則 (2004年第69回定期大会)

この改正規約は2004年9月16日から実施する。

附 則 (2006年第71回定期大会)

この改正規約は2006年9月14日から実施する。

附則 (2023年第88回定期大会)

この改正規約は2023年9月30日から実施する。